

【声明】

**日本学術会議人事への政府による
学問の自由を侵害する介入に強く抗議する**

—各支部および関連組織の声明・報道記事集約—

2020 年 11 月 30 日

日本科学者会議

目 次

I. 支部声明等

北海道支部幹事会声明 (2020. 10. 23)	3
岩手支部幹事会声明 (2020. 11. 11)	4
秋田支部緊急声明 (2020. 10. 12)	6
宮城支部幹事会声明 (2020. 10.)	7
群馬支部声明 (2020. 11. 18)	8
栃木支部声明 (2020. 10. 2)	9
千葉支部幹事会声明 (2020. 10. 9)	9
埼玉支部幹事会声明 (2020. 10. 10)	10
茨城支部声明 (2020. 10. 22)	11
東京支部常任幹事会声明 (2020. 10. 8)	12
神奈川支部幹事会声明 (2020. 10. 20)	14
山梨支部声明 (2020. 10. 20)	16
岐阜支部緊急声明 (2020. 10. 9)	16
愛知支部幹事会声明 (2020. 10. 11)	17
三重支部幹事会声明 (2020. 10. 16)	18
京都支部幹事会声明 (2020. 10. 2)	20
福井支部幹事会 (2020. 10. 19)	21
滋賀支部幹事会 (2020. 10. 6)	22
大阪支部幹事会声明 (2020. 10. 10)	24
奈良支部緊急声明 (2020. 10. 19)	25
兵庫支部声明 (2020. 10. 17)	27
岡山支部常任幹事会 (2020. 10. 19)	28
山口支部大会決議 (2020. 10. 10)	28
愛媛支部幹事会 (2020. 10. 8)	29
高知支部要望書 (2020. 10. 31)	30
福岡支部声明 (2020. 10. 6)	31
宮崎支部幹事会声明 (2020. 10. 30)	33

II. 支部と関連する組織との取り組みおよび報道記事

【北海道支部関連】	35
【茨城支部関連】	38
【神奈川支部関連】	39

【静岡支部関連】	40
【滋賀支部関連】	43
【京都支部関連】	46
【愛媛支部関連】	47
【宮崎支部関連】	47
Ⅲ. 全国幹事会声明、事務局長談話	
全国幹事会	50
事務局長談話	52

北海道支部幹事会声明(2020.10.23)

日本学術会議推薦会員 6 名の任命拒否の撤回を求める

菅総理大臣は、日本学術会議の新会員 105 名の推薦に対して 6 名の任命を拒否した。日本学術会議法では、会員は日本学術会議が「すぐれた研究または業績がある科学者」の中から選考し、内閣総理大臣がその「推薦に基づいて」任命することになっている。今回、菅首相が学術会議の新会員候補者 6 名の任命を拒否したことは学術部門中枢に対する政府の介入であり、決して容認することはできない。

また、日本学術会議法は学術の特別な重要性にかんがみて、学術会議が政府から独立にその任務を果たすこととしており、過去の条文の改正に当たっても、会員の任命については内閣総理大臣が学術会議の推薦に基づいて「形式的任命」を行うものであり、「拒否はしない」ことが確認されてきた。法令上明確であり長く尊重されてきた学術会議の独立を、今回の事態は侵害するものである。学術会議が内閣に対して 6 名を拒否した理由を問いただし、また改めて 6 名の任命を求めたのは当然である。

憲法 23 条「学問の自由」は一般国民の学問研究の自由を保障するばかりでなく、大学の教員を中心とする高等研究教育機関の構成員の学問・研究・教育の自由をも保障しようとするものである。科学は多くの研究者により多様な視点から多様な方法で追求されることで、また研究者間の相互批判と検証が自由にしかも厳しく行われることによって、またそれが保障される環境において、初めて新しい真実を発見し発展することができる。それは人類社会に新たな知見をもたらし、究極的に人類の生活を快適で豊かなものにしていくがゆえに尊重されてきたし、科学者は社会的な尊敬を集め国はその地位を保障しようとしてきたのである。

しかし科学の進歩発展の過程は既存の価値や既得権益の否定をとめない、それに替わる新しい価値の創造と普及をうながすことから、しばしば既存の常識や政治から嫌悪され、排斥されたこともあることは歴史の教えるところである。この歴史的事実こそ、学問研究が外部の圧力から保護される必要を教えている。わが国においても学問の自由や大学の自治、学術会議の政権からの独立などは、厳しい試練をかいくぐって維持されてきたところである。

『毎日新聞』の報道によれば、今回の任命拒否に先立って 2016 年に学術会議の補充人事に当たり、首相官邸が学術会議に事前報告を求め、推薦者の差し替えを求めたことから補充を断念したことがあった。また 2018 年にも推薦者を「理由を説明しないまま、ふさわしくない」と難色を示されたため 2020 年 10 月 1 日の改選まで一名を空席としてきた。そして今回初めて公然と 6 名の任命拒否と

いう暴挙に出たのである。政府は 2018 年作成の内部文書を公表し、「推薦どおり会員を任命すべき義務があるとまでは言えない」として任命拒否を正当化しているが、一連の経過は、政府が学術会議の独立を尊重せず、他の行政組織と同じように自らの政策遂行の機関にしようとの思惑を持っていることを示している。

ふり返れば安倍政権は、官僚人事を握りメディアに圧力をかけて強権的に従来の慣例を変え、2013 年に戦前の軍機保護法を髣髴とさせる「特定秘密保護法」、2015 年に憲法解釈を変更して集団的自衛権容認の「安全保障関連法」、2017 年に治安維持法の再現とされる「改正組織犯罪処罰法（共謀罪法）」を成立させた。これらはいずれも憲法上の疑義があり、人権と自由を侵害しかねない法律であり、政府の説明不足も手伝って現在も国論を二分しており政治不信を招いている。

今回、任命を拒否された 6 名の学者は、いずれもその分野ですぐれた業績を上げ、人格高潔にして広く尊敬を集めている人物であり、それ故に自らの学問研究に基づいて上記の法律に対して批判的な見解を公表したのである。政府はなぜか拒否した理由を明らかにしようとしませんが、これまでの学術会議への仕打ちを見れば、おそらくこの意見の公表が理由であろう。菅政権は二重の法律違反を犯しているのである。

菅総理大臣は新聞三社の記者との会見で、「総合的俯瞰的な活動を確保する」観点からこれを行ったと言い訳したが、行政に学術を俯瞰する能力はなく、あえてそれを行えば政治による学問の統制支配となり、学術の進歩発展を妨げ全体に及ぼす利益をそこなうのみである。直ちに 6 名の任命拒否を撤回することを求めるものである。

2020 年 10 月 23 日

日本科学者会議北海道支部幹事

岩手支部幹事会声明（2020. 11. 11）

菅首相による日本学術会議会員 6 人の任命拒否に抗議し、6 人の任命を要求する

2020 年 10 月 1 日、菅義偉首相は、任期満了に伴い日本学術会議が推薦した新たな会員候補 105 人のうち、6 人の任命を拒否した。この任命拒否は、学術会議の独立と学問の自由とを侵害する、違憲・違法な介入である。

マスメディアによる世論調査で、この任命拒否に納得できない、菅首相は任

命拒否の理由を説明すべきという意見が過半を占める。ところが、菅首相は、「総合的・俯瞰的活動を確保する観点から判断した」と答えるのみで、任命拒否の理由を一切明らかにしようとしないう。任命を拒否された6人に共通するのは、国会やマスメディアで、特定秘密保護法・共謀罪・安保法制に反対したことだ。任命拒否の理由は、問題の多い政府政策に反対したことしか考えられない。だからこそ、菅首相は、任命拒否の理由を明らかにできないのだろう。私たちは、菅首相本人からの説明がない以上、このように推測し結論付けるしかない。

10月14日、「安全保障関連法に反対する学者の会」の呼びかけ人8人（佐藤学・学習院大学特任教授ほか7人）は、記者会見し、この任命拒否に抗議する声明を発表した。この記者会見に、益川敏英・日本科学者会議代表幹事は、次のメッセージを寄せた。

「菅首相が、こんな乱暴なことをした、という事は、歴史上長く糾弾されるだろう。戦争の反省の上に作られた“日本学術会議”に汚点を残すものである」。

確かに、この任命拒否に抗議もしないで、これを受け入れれば、日本学術会議にとって、大きな汚点となるだろう。一方、任命拒否を撤回しなければ、菅首相・安倍前首相をはじめとした「戦争の反省」を忘却してしまった保守政治家の恥すべき汚点となるだろう。

菅首相は、10月21日、訪問先のインドネシアで、同行記者団から、この任命拒否問題を質され、日本学術会議のあり方への注文などを述べるばかりで、論点逸らしに終始し、任命拒否の理由を一切明らかにしなかった。

10月26日開会された臨時国会で、菅首相の答弁は支離滅裂になった。「旧帝国大学の7大学所属会員が45%」を占め、比重が多いとし、「多様性を大事にした」。しかし、任命拒否された6人のうち、3人は私立大学の教員で、また、1人は女性教員だった。いずれも、学術会議に少数しかいない。

そもそも、政府・自民党は、高等教育と学術研究とで、大学間格差を助長する予算配分を推進し、旧帝国大学・他の国立大学間格差、国立大学・私立大学間格差を拡大してきた。その結果、学術会議会員の選考基準である「すぐれた研究又は業績がある科学者」の所属研究機関に偏りが生まれた。自らの文教政策の結果生じた「多様性」の欠落を任命拒否の理由とし、その任命拒否の結果、さらに、「多様性」を喪失する。菅首相の答弁は、支離滅裂という他ない。

菅首相は、これ以上、任命拒否の理由を説明できないだろう。それでも、菅首相は、これ以上の汚名を残したくないのなら、1日も早く、任命拒否を撤回すべきである。

日本科学者会議岩手支部幹事会は、菅首相に、任命を拒否した学術会議会員 6 人を任命することを要求する。

2020 年 11 月 11 日

岩手支部幹事会

秋田支部緊急声明 (2020. 10. 12)

日本学術会議が推薦した 6 名の任命拒否に抗議し、任命拒否の撤回と任命拒否の理由の開示を求めます

日本科学者会議は、1965 年の創立以来一貫して、科学の自主的・総合的な発展を願い、科学者としての社会的責任を果たすため、さまざまな活動を進めている科学者の全国組織です。私たち日本科学者会議秋田支部は、秋田県内に在住あるいは県内にて研究活動に携わっている科学者で構成されています。

さて、日本学術会議が推薦した 05 名の会員候補のうち、6 名の候補者について、菅義偉首相は任命を拒否しました。日本学術会議法では、日本学術会議からの「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」とされております。また、首相の任命は「形式的」なものと国会答弁で説明されてきました。このたびの任命拒否は、日本学術会議の独立性と自律性を脅かし、ひいては、日本国憲法第 23 条に定められた学問の自由を国家権力が侵害するものであります。特に、任命を拒否された 6 名は、特定秘密保護法制定に反対、あるいは、安保法制の違憲性を指摘し制定に反対しており、さらには共謀罪法に反対する、辺野古新基地建設での政府の対応に抗議声明を出すなど、政権に批判的な意見の持ち主だと報道されています。そうだとすれば、学問の自由と同時に、思想・信条の自由も侵害されたとも言えます。

菅義偉首相をはじめ、政府関係者は「総合的・俯瞰的な活動を確保する観点から、今回の任命について判断した」と語っていますが、どのような意味で「総合的・俯瞰的」であるのかについての説明は全くありません。10 月 9 日のインタビューで首相は、自分が見た会員候補リストは 99 人であったと述べていますが、なぜ首相が任命拒否された 6 名を含んだリストを見ていないのか、疑問が深まりますし、そのことについての政府の責任が問われるところです。

任命拒否した理由を開示せずに任命を見送れば、「極めて危険なことになる」。ノーベル賞受賞者の本庶佑教授は、もし仮に好き嫌いでその判断を決めていたとしたらそれは学問の自由に対する重大な侵害だと述べています。俯瞰的立場というのは、本来、幅広く、多様性を認める立場であるはずで、科学

者が常に政治の側を忖度して行動すれば結果的に国民の利益を損ねることになりかねません。多様であればあるほど新しい発想が生まれ、批判精神があればあるほど新しい技術の革新が生まれます。

また、学術会議に関する誤った情報が政治家や、マスコミ、ネットなどを通じて拡散され、学術会議に対する「批判」が助長されていることも危惧されます。さらに、これを口実にして、政府内で学術会議のあり方を変えようとする動きが出ていることも見過ごせません。時の政府に都合のよい者だけが重用され、反対する者が冷遇される事態は、戦前の侵略戦争、植民地支配などの過ちを再び引き起こすことになります。そして、自らの信念に基づいて学問に取り組む自由がなければ政府自民党が唱えているイノベーションなど実現しないでしょう。

日本科学者会議秋田支部幹事会は、菅義偉首相に対して、日本学術会議会員の任命拒否について抗議し、撤回することを求めます。加えて、任命を拒否した理由を開示することを求めます。

2020 年 10 月 12 日

日本科学者会議 秋田支部

宮城支部幹事会声明（2020.10.）

菅首相が学術会議会員の任命する責任を果たすことを求めます

菅義偉首相は学術会議が推薦した会員候補者 105 人のうち 6 人を任命していません。これは首相の責任を放棄した事態であり、内閣総理大臣としての資格が問われる問題です。

日本学術会議は、日本学術会議法により設立され、210 人の会員で組織されます。会員の任期は 6 年で、3 年ごとに半数が任命されます。日本学術会議法第七条二項により、会員は学術会議の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命します。今回半数の 105 人の会員候補者を学術会議が推薦したところ、6 人が任命されない事態になっています。内閣総理大臣はこの 6 人を速やかに任命しなければなりません。内閣総理大臣の役目は任命することであり、会員候補者の選考は学術会議の権能です。この 6 人を任命しないということは、内閣総理大臣が会員候補者の選考を行うことに等しく、法の趣旨を逸脱することになります。

以上のことにより、菅首相が学術会議が推薦した会員候補者 15 人全員を任命することを求めます。

2020 年 10 月 日

日本科学者会議宮城支部幹事会

群馬支部声明 (2020. 11. 18)

菅首相による日本学術会議会員の任命拒否に対する声明

2020 年 10 月 1 日、菅義偉首相は、日本学術会議が推薦した新任会員候補者 6 名の任命を拒否しました。しかし、菅首相は、その本当の理由を説明しておりません。国民を代表する政権は、政権が行うあらゆる行為について、その理由を国民に真摯に説明する責任があります。そこで私たちは 6 人の任命拒否について以下の点の説明を強く要望します。

まず、今回の任命拒否の理由について、国民の中では、6 名が安保関連法や特定秘密保護法、共謀罪等に反対していたからではないかという推測がなされているにもかかわらず、菅首相は、「総合的、俯瞰的に判断した」「推薦通りに任命しなければならないわけではない」「人事に関することで、お答えを差し控える」等と答えるのみで説明責任を全く果たしていません。それどころか、「民間出身者や若手が少なく、出身や大学に偏りがある」「閉鎖的で既得権益のようになっている」などと、問題を日本学術会議の組織問題にすり替えています。このような詭弁を直ちにやめて、菅首相は任命拒否の理由について国民に真摯に説明をして下さい。

また、1983 年、当時の中曽根康弘首相は、日本学術会議会員について「政府が行うのは形式的任命に過ぎない」と国会で答弁し、2004 年に日本学術会議法が改正された際にも「首相が任命を拒否することは想定されていない」という趣旨の政府文書がつくられています。それにもかかわらず、菅内閣は、今回の任命拒否があってもなお「1983 年の政府解釈を変更していない」と言い張っています。これも詭弁としか言いようがありません。この点についても、菅首相は国民が納得できるような真摯な説明をして下さい。

このような任命拒否によって、研究者が時の政権から独立して自由に研究活動をすることができなくなり、学問の自由（「憲法第 23 条」）が侵害されることを強く危惧します。学問の自由は、社会の歴史や現状をさまざまな角度から検討し、将来の選択肢を国民に広く提示するために不可欠なものです。研究活動に携わる私たちとしては、6 名を速やかに任命することを菅首相に強く求めます。

以上

2020 年 11 月 18 日

日本科学者会議群馬支部

栃木支部声明 (2020. 10. 2)

日本学術会議が推薦した会員の一部任命拒否に抗議するとともに拒否理由の開示・説明を求めます

先頃、菅首相は日本学術会議が推薦した 105 名の会員のうち、6 名だけを選別して任命を拒否しました。日本学術会議会員の任命については、日本学術会議の推薦名簿を尊重した上で、それに基づいて首相が形式的に任命するという対応が、1983 年に推薦・任命制に変更された以降の国会における議論を踏まえてなされてきたところです。しかし、今回、菅首相は変更について国会にも全く諮ることなく、突如、上記拒否という暴挙に出ました。このことは憲法に定められた学問の自由を明らかに侵害する行為であり、学術会議を政府の意向に沿うよう変質を目論むものと言うしかありません。

以上のような菅首相の日本学術会議に対する対応に対し、日本科学者会議栃木支部は強く抗議するとともに、任命拒否した理由を日本学術会議に対してはもちろんのこと、国民に向けても明らかにし、説明することを強く求めます。

2020 年 10 月 7 日

日本科学者会議 栃木支部

千葉支部幹事会声明 (2020. 10. 9)

日本学術会議が推薦した会員候補者のうちまだ任命されていない 6 名を菅義偉内閣総理大臣は速やかに任命し、同会の欠員状態を早期に解消することを求める

日本学術会議が次期会員候補者 105 人を選考して菅義偉内閣総理大臣に推薦した (2020/08/31) ところ、総理大臣は内 6 人の任命を拒否して欠員状態にある。これは日本学術会議法が定める学術会議の「推薦に基づいて、総理大臣が任命する(7J2)」、および従来政府が行ってきた行為と違うものである。「法の支配」にもとる行為で、不正常的な状態にある。学術会議は任命されない理由

説明を菅義偉総理大臣に求めたが、返答はまだない（2020/10/05 現在）。

一方加藤勝信官房長官は会見（2020/10/01）で、任命は「首相の所轄で、人事等を通じて一定の監督権を行使することは法律上可能となっている」と述べたという。さらに報道によれば、菅総理大臣は独自の観点から学術会議推薦の会員候補者を選別し、6名を任命拒否/欠員としたとのことである。日本学術会議という学術機関の構成員たる会員を首相が選別するという行為は学術会議の自立を損ない、同機関に課せられた学術の進歩に寄与するための審議を行う上の制約であり、憲法 23 条が定める「学問の自由」を侵している。

学術会議を所管する内閣府と内閣法制局は、従来の任命行為と違う点について、安倍晋三政権下の 2018 年に内閣府と法制局が協議して日本学術会議法の任命手続解釈を見直していたと明らかにした（2020/10/02）の野党合同ヒアリング）。法の解釈を行政機関部門が変更して今回の適用になったと読み取れる。法律は国会が制定するもので、法の内容や行使結果が異なる扱いを行政者（役人）の判断で勝手に行ってはならず、これが守られなければ「法の支配」は意味をもたない。

菅義偉内閣総理大臣は残る 6 名の学術会議会員候補者の任命を速やかに行い、学術会議の正常な体制と機能を回復させるべきである。

2020 年 10 月 9 日

日本科学者会議千葉支部幹事会

埼玉支部幹事会声明（2020.10.10）

政府の日本学術会議会員任命拒否の撤回を求める声明

・菅内閣は、令和 2 年 10 月 1 日付で交代する第 25 期日本学術会議会員 105 人の委員のうち、6 名の任命を拒否した。委員の任命拒否は、任命制度が導入された 1983 年以後、初めてである。

・加藤官房長官は 10 月 5 日の記者会見でその理由を問われ「専門領域での業績にのみにとらわれない広い視野で判断、総合的、俯瞰的観点に立って判断」と回答し、具体的な理由を明らかにしなかった。会員の資格は「すぐれた研究または業績がある科学者」（学術会議法：以下法 17 条）という法定の基準だけでなく新たにあいまいな基準を示した。この基準は、恣意的で法を著しく逸脱した運用であり、到底容認できない。

・菅総理も同日の記者会見で、自らが主体的に任命の除外に関わったことを示唆した上で、「学術会議は政府の機関であり、年間 10 億円の予算を使って活

動、任命される会員は公務員、会員は後任を指名が可能、任命する責任は首相にある」と述べた。明言はしていないものの、学術会議は行政機関であり、国から10億円も出しており、身分は公務員、任命権者は首相だから、政府のいうことを聞くのが当然と言いたかったものと推察される。菅首相は、全く法の趣旨と学問研究の本質を理解していないと言わざるを得ない。

- ・会員の構成が1983年に学協会の推薦制になってから、会員は学術会議の「推薦に基づいて内閣総理大臣が任命する」と規定された（法第7条2項）。この時、国会審議における政府答弁として、「任命は形式的なものであり、推薦を拒否しない」ことが前提とされた。今回の任命拒否は、過去の政府答弁を覆すものであり、人事を通じて組織を支配する菅政権の強権的な手法を示しており、「(政府から)独立して職務を行う」（法第3条）機関に対する不当な介入であり、断じて容認できない。

- ・今回任命拒否された委員は、政策に批判的な意見を表明してきたとされるが、忖度のハードルを上げて世論を沈黙させることが政権のねらいである。科学者、国民は、自己規制し決して沈黙してはならない。

- ・また、本件を奇貨として、政府・自民党は年内に学術会議の組織や役割の見直しを提言すると報道されている。政権にとって不都合な事案を強引に消し去る手法は、安倍政権とそれを継承する菅政権の常とう手段として警戒しなければならない。学術会議のあり方と今回の任命拒否問題をすり替えることは許されない。

- ・現在の学術会議の組織や運営に改善の余地があるものの、政府による数次の組織改編や位置付けの変更の中で、学術会議が1949年の設立以来「わが国の科学者の代表機関として」（法第2条）果たしてきた役割は大きい。学術会議が「独立した組織」（法第3条）として断固として学問の自由を守り、法に託された役割を果たすことを強く願う。

- ・政府は6名の任命拒否の合理的な理由を説明すること、並びに、学術会議の推薦に基づいて105人の委員を速やかに任命し違法状態（法第7条1項）を解消することを強く要望する。

2020年10月10日

日本科学者会議埼玉支部幹事会

茨城支部声明（2020.10.22）

政府による日本学術会議会員任命拒否に抗議し撤回を求める声明

政府は第 25 期日本学術会議会員 105 人のうち 6 人の任命を理由も示さず拒否した。このことについて菅首相は、「専門領域の業績のみにとらわれない広い視野に立って、総合的、俯瞰的観点からの活動を進めていただくために、…任免権者である総理大臣が法律に基づいて任命を行った。」としている。しかし、日本学術会議法 17 条は、「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するもの」とされており、これを受けて 7 条 2 項に基づいて候補者の推薦が日本学術会議により行われるもので、政府に会員の任命を判断する余地はない。従来の政府見解でも、「内閣総理大臣による会員の任命行為というものはあくまでも形式的なものでございまして、…推薦された者をそのまま会員として任命するということにしております。…政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない。」（国務大臣丹羽兵助 1983. 11. 24 参議院文教委）とされている。今般の任命拒否はこの見解にも反している。そもそも 3 条に「日本学術会議は、独立して左の職務を行う。」と規定され、政府の介入は許されない。これらの条文に照らし、政府の対応は違法と断ずるほかない。

6 氏が任命されなかった理由は開示されていない。仮に過去の発言や研究内容を理由に任命を拒否したのであれば、憲法 23 条に保障された学問の自由を侵害する。こうした対応は、学問全体の萎縮や自由な発想・研究の制約をまねき、政府の誤りが正されよりよい政策提案がなされる可能性がそこなわれて、結局、社会全体が不利益を被るのである。

以上の理由から、日本科学者会議茨城支部は政府による学術会議会員人事への介入に強く抗議する。また、日本学術会議が提出した「第 25 期新会員任命に関する要望書」に記された 2 点の要望を支持し、推薦されたすべての会員の任命を要求する。

2020 年 10 月 22 日

日本科学者会議茨城支部

東京支部常任幹事会声明（2020. 10. 8）

菅義偉首相は、日本学術会議会員の任命拒否を直ちに撤回せよ

菅義偉首相は日本学術会議が推薦した会員候補に対し、そのうち 6 人の任命を拒否した。日本学術会議は直ちに内閣総理大臣に対し、任命されない理由の説明と速やかな任命を申し入れたが、事態は膠着したままである。

菅義偉首相のこの任命拒否は、第1に、日本学術会議法の定める日本学術会議の独立性を踏みにじる不当な介入である。日本学術会議法（1948年7月10日制定、以下「同法」）は、その前文で「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と高邁な使命をうたい、その遂行を保障するために、同法第三条で、「日本学術会議は、独立して左の職務を行う」と政府からの独立を保障している。

日本学術会議は発足以来、選挙制で会員を選任してきたが、1983年の同法改定で会員候補の推薦制へ変更され、「会員は、（日本学術会議の）推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」とされた。このとき同法改定案の国会審議

（1983年第98回国会参院文教委員会）において、「内閣総理大臣が任命する」が大きな問題となり、「絶対にそんな独立性を侵したり推薦をされた方を任命を拒否するなどというようなことはないか」（粕谷照美社会党参議院議員）との追及に対し、当時の中曽根康弘総理大臣は「独立性を重んじていくという政府の態度はいささかも変わるものではございません。学問の自由ということは憲法でも保障しておるところでございます、特に日本学術会議法にはそういう独立性を保障しておる条文もあるわけでございます、そういう点については今後政府も特に留意してまいるつもりでございます」と言明した。内閣法制局も「推薦に基づいて会員を任命することとなっており、形式的任命である」との見解をまとめた。こうした国会審議を基に慣行として確立してきた日本学術会議の会員任命を恣意的に拒否し、人事介入するのは、日本学術会議法違反であり、立憲主義からの逸脱であって、とうてい許されない。

第2に、菅首相による会員候補の任命拒否は、日本国憲法第二三条が保障する学問の自由の侵害であり、学者・研究者にたいする恫喝である。それは同時に官僚や社会をにらんだ恫喝でもある。これを許すわけにはいかない。政府は今回6名の任命を拒否したが、その理由を明らかにしていない。しかし明らかなことは、この6名が、特定秘密保護法、安全保障関連法、改正組織犯罪法などの国会審議に際して、これらの法律は日本国憲法に抵触し、安倍政権によるその強行は立憲主義と相容れないとの立場を表明してきた科学者であったということである。そうした任命拒否は政府の意図にたてつくものは排除する、異論は許さないというあからさまな恫喝である。

こうした恫喝を許さず学問の自由を守るかどうかは、たんに科学者の問題であるだけでなく、市民にとって重要な関わりがある。日本学術会議法の第五条は、日本学術会議が政策全般に関して学術の立場から政府に対して勧告や提言する権限を認めている。たとえばそれは、東日本大震災に対応する緊急提言、

原発事故に伴う健康影響の問題、福祉職・介護職の社会的待遇改善、気候変動問題、戦争目的の研究は絶対行わない問題、男女共同参画の実現、子どもの育成環境の改善、感染症対策と社会変革に向けた ICT 基盤構築問題など、国民生活の充実や安全に密接に関わる広範な領域に及ぶ。会員任命において、政権にとって好ましくないと判断した候補を排除するなら、忖度を基調としたモノトーン集団となり、かりに政策・方針が深刻な問題を含んでいたとしても率直な検討が出来ず、国民の付託に応えることは出来ない。たとえ政府にとって都合な内容であっても、学術会議会員が自らの専門性に基づく科学的な検討の結論を自由に述べることができる、そうした学問の自由が確保されていてこそ、国民は安心して信頼を寄せることができる。

菅首相による任命拒否は、マスコミも学問の自由に触れつつ大きく取り上げ、市民の間でも批判は急速に広がり『#日本学術会議への人事介入に抗議する』のハッシュタグをつけたツイートは、2 日足らずで 25 万件にのぼった。日本科学者会議東京支部は、こうした市民各層と連帯して、政府による学問の自由の蹂躪と恫喝に対して毅然と闘う。

日本科学者会議東京支部は、菅義偉首相に対し、日本学術会議が推薦した会員候補任命拒否を直ちに撤回し、学問の自由を尊重するよう強く求める。

2020 年 10 月 8 日

日本科学者会議東京支部常任幹事会

神奈川支部幹事会声明（2020.10.20）

菅義偉首相は、学問の自由を尊重し、日本学術会議会員の任命拒否を直ちに撤回せよ

菅義偉首相は、日本学術会議が推薦した会員候補 105 名のうち 6 人の任命を拒否した。日本学術会議は直ちに内閣総理大臣に対し、任命されない理由の説明と速やかな任命を申し入れたが、「総合的、俯瞰的に判断した」という意味不明の言葉を繰り返すのみで、首相は 6 名の任命はおこなわないと言い続けている。私たちは、6 名の任命を拒否することこそが、総合的、俯瞰的な判断でなく、部分的、近視眼的な判断であると指摘したい。

そもそも、日本学術会議は、科学者が政府の意のままに戦争に協力させられたことへの深い反省にもとづき、政府とは独立した機関として創設された。菅首相のこの任命拒否は、日本学術会議法の定める日本学術会議の独立性を踏みにじる不当な介入である。さらに、許されないのは、菅内閣は、論点そらしを

狙って、日本学術会議を「行制改革」の対象とし、予算や人員を見直すなど、不当な政治的介入をしようとしていることである。

日本学術会議は発足以来、選挙制で会員を選任してきたが、1983年の学術会議法改定で会員候補の推薦制へ変更され、「会員は、（日本学術会議の）推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」とされた。この時同法改定案の国会審議で、当時の中曽根康弘首相は「政府が行うのは形式的任命にすぎません」（83年5月12日、参議院文教委員会）と述べ、学術会議を所管していた総理府総務長官は「内閣総理大臣による会員の任命行為というものはあくまでも形式的なものでございまして、…推薦された者をそのまま会員として任命するということにしております。…政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない。」（国務大臣丹羽兵助 1983. 11. 24 参議院文教委）という見解を示した。菅首相が、日本学術会議の会員任命を恣意的に拒否し、人事介入するのは、日本学術会議法違反であり、「学問の自由」を保障した憲法に反することである。さらに驚くべきことは、10月9日、菅首相が「99人の名簿しか見ていない」と発言したことである。日本学術会議は105名の名簿を提出しており、これが事実なら日本学術会議の推薦に基づいて内閣総理大臣が任命するという日本学術会議法に違反した任命が行われたことになる。加藤官房長官は「詳しくは見ていない」と修正したが、誰が99名に改竄したのかを含めて、首相には説明責任がある。また、「今回の任命について、変更することは考えていない」という菅首相の態度は、憲法と法律によって命じられた職務上の義務に違反している。

菅首相による任命拒否は、93もの自然科学系学会が緊急声明を出すなど、学者・研究者だけでなく、マスコミも学問の自由への脅威として大きく取りあげ、市民の間でも批判は急速に広がっている。海外でも「Nature」「Science」誌が学問の自由への脅威との記事を掲載し、世界的にも注目されている。

日本科学者会議神奈川支部は、こうした科学者、市民と連帯して、政府による学問の自由の蹂躪と恫喝とたたかう決意である。

日本科学者会議神奈川支部は、菅義偉首相に対し、日本学術会議が推薦した会員候補任命拒否を直ちに撤回し、学術会議の独立性と学問の自由を尊重するよう強く求める。

2020年10月15日

日本科学者会議神奈川支部幹事会

代表幹事 萩原伸次郎（横浜国立大学名誉教授）

事務局長 後藤 仁敏（鶴見大学名誉教授）

幹 事 飯岡 宏之（都市と水の研究所）

鈴木 勝久（横浜国立大学名誉教授）

惣田 昱夫（静岡理工科大学元教授）
中野 広（元養殖研究所長）
浜田 盛久（海洋研究開発機構研究員）
古川 和彦（NPO 法人青年育成塾明日）
横尾 恒隆（横浜国立大学教授）
益田 総子（元ますだクリニック院長）
渡邊 良朗（東京大学名誉教授）

山梨支部声明（2020. 10. 20）

日本学術会議が推薦した新規会員全員の任命を求める

日本学術会議における第 25 期新規会員の任命において、菅首相は当会議が推薦した 105 名の会員のうち 6 名だけを選別して任命を拒否し、拒否理由の説明も行いませんでした。しかも、2016 年から当会議の新規会員の推薦について、政府官邸の介入圧力があつたことも明るみとなりました。

これまで、日本学術会議会員の任命については、当会議の推薦名簿を尊重し、それに基づいて首相が形式的に任命するという対応が行われてきました。それを覆し、政府の意に沿わない人の任命を拒否することは暴挙としか言いようがありません。このような学術会議への介入圧力は、憲法に定められた学問の自由を明らかに侵害する行為として看過することはできません。さらに、菅首相が強弁する「総合的、俯瞰的な観点」は論拠になっておらず、単に政府の意に沿わない研究者を排除する意図は明白です。

恣意的に学術会議を政府の意向に従わせようとするこのような行為に対し、日本科学者会議山梨支部は抗議するとともに、菅首相に対し 6 名の任命拒否を即時撤回し、日本学術会議が推薦した 105 名全員を任命することを求めます。

2020 年 10 月 20 日

日本科学者会議 山梨支部

岐阜支部緊急声明（2020. 10. 9）

日本学術会議会員の任命拒否に抗議し、任命拒否の撤回と任命を拒否した理由の開示を求めます

日本科学者会議は、1965 年の創立以来一貫して、科学の自主的・総合的な発展を願い、科学者としての社会的責任を果たすため、さまざまな活動を進めている科学者の全国組織・学術団体（日本学術会議協力学術研究団体に指定）です。私たち日本科学者会議岐阜支部は、岐阜県内に在住あるいは岐阜県内にて研究活動に携わっている科学者で構成しています。

さて、日本学術会議が推薦した 105 名の会員候補のうち、6 名の候補者について、菅義偉首相は任命を拒否しました。日本学術会議法では、日本学術会議からの「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」とされております。また、首相の任命は「形式的」なものと国会答弁で説明されてきました。これは、日本学術会議の独立性と自律性を担保するものであり、私たちはそのように日本学術会議会員は任命されるのが妥当であると考えます。このたびの任命拒否は、日本学術会議の独立性と自律性を脅かし、ひいては、日本国憲法第 23 条に定められた学問の自由を国家権力が侵害するものであります。

日本科学者会議岐阜支部幹事会は、菅首相に対して、日本学術会議会員の任命拒否について抗議し、撤回することを求めます。加えて、任命を拒否した理由を開示することを求めます。また、本件の顛末がどのようなになろうとも、萎縮することなく、自らの信念に基づいて学問に取り組むことを表明します。

以上

2020 年 10 月 9 日

日本科学者会議岐阜支部幹事会

代表幹事安部淳（岐阜大学名誉教授）

代表幹事中須賀徳行（岐阜大学名教授）

愛知支部幹事会声明（2020.10.11）

日本科学者会議愛知支部幹事会は、菅首相に対し、学術会議会員の任命拒否を直ちに撤回することを求める

日本学術会議法（以下、「法」）第 7 条に基づき会議が推薦した会員 105 人のうち、6 人の任命を菅首相が拒否したことが第 181 回日本学術会議（以下、「会議」）総会において、明らかになった（新聞報道は 10 月 1 日）。これは、法第 17 条に定める「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考」し、「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」（法第 7 条）と定めら

れていることに、明確に違反する事態と言わざるを得ないⁱ。さらに、法第 3

条に「日本学術会議は、独立して左の職務を行う。」とあるように、政府からの独立を保障していることから、明確に法の定めに違反していると断ぜざるを得ないⁱ。

さらに、会議は「優れた研究又は業績がある科学者」を推薦しており、政府の言う「総合的、俯瞰的」観点を法は条件としてはいない。この点でも、政府は法を侵犯していると言わざるを得ない。

会議は、様々な分野の研究者が、それぞれの観点から意見を出し合い、諮問に対する答申、勧告、提言、学術に関する公開シンポジウム、国際活動の遂行など、様々な活動を行い、同時に会員の推薦に当たっては、その推薦過程に関する資料等もホームページで公開され、広く国民の期待に添うものとなっていると判断できる。私たちは、会議と緊密な連携・協力関係を持つ「協力学術研究団体」の諸学会の構成員として、このような会議の活動を支持しているし、学術の持つ多様性こそが、新しい学問の地平を切り開く力となることを十分承知している。会議の諸活動は、こうした多様性が担保されてこそ、その力が発揮できることを、あらためて確認しなければならない。これが、日本国憲法 23 条が定める「学問の自由は、これを保障する」とされている内実であり、憲法 19 条(思想及び良心の自由)及び 21 条(表現の自由、検閲の禁止)も、学術の多様性を保障することに通じるものとする。

会議が、明確な推薦手続きに基づいて推薦した会員の任命を菅首相が拒否したことは、学術の多様性を否定し、学術の発展を阻害し、法がいう「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」ことを妨害することになる。

私たちは、10 月 3 日の会議総会で決定された「第 25 期新規会員任命に関する要望書」の速やかな実施を政府に求めるとともに、学術の発展を阻害する干渉を直ちにやめるよう強く求める。

2020 年 10 月 11 日

日本科学者会議愛知支部幹事会

i 第 3 条は、会計検査院法が第 1 条で、「会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。」としていることと同じである。

三重支部幹事会声明 (2020.10.16)

政府権力による日本学術会議への人事介入に強く抗議し、あらためて 6 人の任

命を求める

菅首相が日本学術会議の選考委員会の議を経て推薦された次期会員候補（105人）のうち6人の任命を理由も示さず拒否したことに強く抗議するとともに、その任命を求める。すでに各方面から指摘されているように、日本学術会議会員は、学術会議の推薦を受けて内閣総理大臣が任命するものであって、総理大臣にその任命時に会員を選別する裁量は許されていない。

この点菅政権は、1983年の日本学術会議法「改正」時に任命制が採用されたことをもって、「推薦されたものをそのまま承認するとは限らないという権限が生まれた」「政府方針の変更はない」と強弁する。しかし、このことはまったくの的外れである。

そもそも政府は、学術の世界に介入することを許されるものではない。学問的真理とは、政府の都合に関係なく発見され、権力の意向にかかわらず人間生活に影響を及ぼすのである。かつての中世のガリレオ裁判のように、時の権力者が学問的見解を左右しようとすれば、それはそのときの政権の都合によって人類の客観的な進歩を封じ込めてしまうことを意味する。日本学術会議法3条が、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」の二つの事項に関して「独立してその職務を行う」ことを特別に規定しているのは、学術と政府権力との関係に鑑みて、科学に関する重要事項を、時の政権・政府とは独立に自律した科学者の審議に委ね、そこで出された意見や結論が時の政府の意向と異なるものであっても政府が真摯に耳を傾けることを求めるためである。

このことを、われわれは現在進行中のコロナ禍においても学んだ。研究者によって構成される検討会議は、学問に立脚し、事実の歪曲や忖度とは無縁の判断が求められたのであり、政治の側はその判断を真摯に受け止めることが求められた。最終的な判断は政治の責任で行われるが、気に入らないから検討委員を外すことはご法度である。もしそうすれば忖度が生じ、健全な判断が損なわれる。

学術とは、政府がその都合によって左右しうるようなものでない以上、学術会議もまた、そのことを踏まえて運営されなければならないのである。1983年、中曽根内閣のもとで、研究者による公選制から学術会議からの推薦に基づく首相の任命制へと日本学術会議法が改悪された。このとき中曽根首相は国会答弁で、「政府が行うのは形式的任命にすぎない。学問の自由独立はあくまで保障される」（1983年5月12日、参議院文教委員会）と述べていた。「任命制」に変えられてもなお、政府が推薦リストの変更を行わないことを確認したのは、そもそも学術の世界における人事とは、政府権力が介入しうるような

性質ではないという本質的な判断、またこの判断を明記した憲法 23 条「学問の自由は、これを保障する」が当時強く意識されていたことの反映である。

今回、人文社会科学分野の 6 氏が任命されなかった理由は開示されていない。しかしながら、拒否の理由が政策批判であったとすれば、研究の成果に基づく研究者の見解に対して、政府が独自の価値判断に基づく評価を行ったことを意味する。このことは、日本学術会議法にある「優れた研究または業績がある会員をもって組織し」に反する違法行為であるとともに、学問と政治との関係性に対する判断の大きな変更を今回行ったことを意味する。

今回の任命拒否は、今後の日本学術会議会員候補者名簿作成にも大きな否定的影響を及ぼすことが危惧される。さらにその過程で、研究資金が取れる研究と取れない研究等が暗黙に示されることにもつながり、やがて人文社会科学諸分野においても、政府が是認する範囲での研究しかできなくなり、複雑で多様な危機を抱える今日における政策判断の貧困化をもたらすことになる。

また映画人有志 22 名による「日本学術会議への人事介入に対する抗議声明」は、この問題は、学問の自由のみならず、表現の自由、言論の自由への侵害であると受け止めた。日本科学者会議三重支部は、このような事態が学術の本質と両立しえないものと考えるとともに、一般市民にとって遠い学術の世界にとどまらない危険性を示唆していると考え。以上の理由から、日本科学者会議三重支部は政府による学術会議会員人事への介入に強く抗議し、あらためて任命権者である菅内閣総理大臣に対し、6 人の会員候補者を会員として任命することを強く要求する。

以上

2020 年 10 月 16 日

日本科学者会議三重支部幹事会

京都支部幹事会声明（2020.10.2）

菅首相の学術会議会員任命拒否に断固抗議する

今回、菅首相は、日本学術会議が会員に推薦した一部候補の任命を問答無用に拒否するという前代未聞の暴挙に出た。学術会議会員は、もともと全国の科学者・研究者による公選制であった。それが 1983 年に推薦任命制に改悪されたが、当時の政府の答弁でも、学会からの推薦に政府が干渉することはない、と明言されていた。実際、これまで学術会議の会員は推薦に従ってそのまま任命されてきた。今回、菅首相が拒否した 6 人の学者はいずれも「共謀罪」や

「戦争法」、「辺野古基地建設」、「緊急事態宣言」等で政府の方針に異を唱えた人たちである。時の権力に不都合な学説を唱える学者を排除する、このようなやり方は明らかに「学問の自由」を定めた憲法 23 条に違反する。同時に、「思想及び良心の自由」を定めた憲法 19 条、「表現の自由」を定めた憲法 21 条にも違反する。今回の菅首相の 6 人の任命拒否はファッショ的暴挙といわざるを得ない。われわれは満腔の怒りをもって抗議する。われわれは、菅首相が任命拒否をただちに撤回し、6 人に謝罪するよう、強く求めるものである。

2020 年 10 月 2 日

日本科学者会議京都支部幹事会
日本学術会議への政治介入に抗議し、説明・撤回を求める京都緊急集会

福井支部幹事会（2020.10.19）

政府による日本学術会議会員の任命に関する声明

10 月 1 日、菅義偉首相は、日本学術会議（以下単に、学術会議）が推薦した会員候補 105 人のうち 6 人の任命を拒否した。6 人を排除した理由の詳細は今に至るまで何も明らかにされていない。1983 年の法改正で、会員の選任方法が公選制から学会ごとに候補者を推薦する方式に変わって以来、推薦された候補者を首相が任命しないのは初めてのことであり、学問の自由を保障した憲法を踏みにじる大問題だといわなければならない。

ところで、今回の政府の任命拒否は、一体どのような法的根拠に基づいてなされたのであろうか。日本学術会議法（以下単に、日学法）は 17 条で「学術会議は…優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し…内閣総理大臣に推薦する」とし、7 条で「会員は、第 17 条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と定めている。一般に、「何々に基づいて」という文言は、行政機関の権限行使を強く拘束するものと理解されている。しかも、日学法は、学術会議が「独立して」その職務を行うものとしており（同法 3 条）、同会議の政府からの独立性を尊重すべき旨を明確にしている。

これに関連して、会員の選任方法を変えた先述の 1983 年の日学法改定案の国会審議の際、当時の中曽根康弘首相は、「政府が行うのは形式的任命にすぎ

ない」と述べ、それ故に「学問の自由というものはあくまで保障される」と強調している（同年 5 月 12 日、参院文教委員会）。「形式的任命」に関しては、当時の担当大臣、丹羽兵助総理府総務長官も、「推薦された者をそのまま会員として任命する」「学会の方から推薦していただいた者は拒否はしない、そのとおりの形だけの任命をしていく」「政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない」（同年 11 月 24 日、同委員会）と明確に答弁している。のみならず、「学術会議関係想定問答」（83 年）によれば、学術会議に対して首相はいかなる権限を持つのかとの問いには、法律に規定するものをのぞき、「指揮監督権を持っていないと考える」と回答しているのである。こうした 83 年中曾根政権下での法解釈に照らせば、今回の政府の任命拒否は明らかに違憲・違法であると言うほかないであろう。

ところが、政府は、7 日、8 日に衆参の内閣委員会で行われた質疑で「首相が会議の推薦通りに任命する義務はない」との立場からの答弁を繰り返している。その根拠にしているのは、政府が 2018 年に学術会議による会員の推薦と首相の任命の関係をまとめたとされる見解である。すなわち「内閣総理大臣は、会員の任命権者として、学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができる」とするものであるが、これを内閣法制局は「法解釈を変えたわけではない」としているのであるから、今回の政府による任命拒否はこれまでの政府解釈を無視した違法な決定であることが鮮明となる。

私たち日本科学者会議福井支部は、これまで「福井工大助教授解雇事件」で学術会議の学問・思想の自由委員会の見解を得るなど、学問・思想の自由と科学者の権利を擁護する活動に取り組んできた団体である。それゆえ、私たちは今回の問題を深く憂慮し、①今回 6 人の候補者を除外した理由と経過を明らかにし、②首相の権限行使を撤回して、除外された 6 人の候補者を会員に任命することにより、すみやかに現状での違法状態が解消されることを政府に強く要求する。

2020 年 10 月 19 日

日本科学者会議福井支部幹事会

滋賀支部幹事会（2020. 10. 6）

菅内閣による日本学術会議の推薦会員 6 名の任命拒否に対する抗議声明

今回の日本学術会議の第 25 期新規会員任命に当たって、菅総理大臣が同会議の推薦者 6 名の任命を拒否するという、日本学術会議制度のみならず、日本

の学術全般の根幹にかかわる重大事態が発生した。私たち日本科学者会議滋賀支部は、この政府の権限を逸脱した暴挙に対して、以下の理由で、厳重に抗議し、6名の任命拒否を撤回し、今後、このような事態を起こさないことを強く求める。

日本学術会議法に従い、日本学術会議（以下、学術会議）は、内閣総理大臣の所轄の下で（同法第1条）、わが国の科学者の内外に対する代表機関として（同法第2条）、独立して職務を行う（同法第3条）。つまり、内閣総理大臣のもとに置かれるが、その指揮命令から独立した機関として設立されたものである。

会員の任命は総理大臣によって行われるものの、それは学術会議の推薦に基づく（同法第7条2項）。総理大臣の任命拒否などの裁量は認めていない。また、会員の不適当行為により退職させる際にも学術会議の申し出を必要としている（同法第26条）。総理大臣が勝手に会員資格を剥奪することはできない。このように、会員人事については、学術会議の意思が法的に最大限に尊重されている。

学術会議事務局によると、210名の会員の半数の任期終了により本年8月末に内閣府人事課に105人の推薦書を提出したが、内閣府から発令案を受け取ったのは新学術会議発足のギリギリ2日前の9月29日で、それには99人のみの任命しか記載されていなかった。強引な手法で、6名が首相の任命拒否に会ったことを意味する。この理由について内閣は何ら明らかにしていない。

6名は、特定秘密保護法制定に反対、あるいは、安保法制の違憲性を指摘と制定に反対、更には共謀罪法に反対する、辺野古新基地建設での政府の対応に抗議声明を出すなど、政権に批判的な意見の持ち主だと報道されている。

新会員候補の個々人は、学術会議が自立的、専門的な立場から、当人の学術論文や業績を踏まえて、推薦されるが職務は集団的に果たされるもので、個々人の意見は、多様な学術の英知を反映させる集団的討議の結果として答申、勧告などに昇華される。

政府は重要施策を進めようとする場合、学術会議や審議会などの答申、勧告などを参考に進めていく。政府はその裁量を有しているものの、これらを尊重し、批判的なものであれば、その内容も検討し、より効果的なものにしていく姿勢が求められる。この意味で、自立した学術会議の意見は、政策決定に、より民主主義的な議論の基礎を与え、いかなる政権であつても政策決定に緊張をもたらす。これは、国民にとっても非常に貴重なものであると言える。

今回のように、特定の会員の任命を拒否することは、これ自体が学術会議の自立性と貴重な機能を破壊する違法行為である。更に、拒否の理由が学術的に政権批判的立場に立っているということであれば、これは明確な学問の自由の保

障に反する違憲的行為である。

また今回の動きは、政権の意向に沿った学術会議への改変を意図しているように見える。これを認めると、学術会議は「わが国の科学者の内外に対する代表機関」の資格を失っていき、偏った政権翼賛機関に変質してしまうことになる。

前安倍政権では、意向に沿わない官僚は排除するなど官僚への統制が強められ、検察に対して法律を変えてまで人事介入をしようとするなど官邸支配が進められた。今回の菅政権による動きは、これらを超えて、違法的人事介入で学問分野にまで立ち入り、学術支配までも図ろうとするものである。これはファシズム的手法として、そこへの道程を更に進ませることになる。この点でも大いに危惧するところである。

学問は政治の圧力で曲げることは出来ないし、このような手法で科学者に政権の意向を忖度させ、科学を権力に仕える奴婢とみなすならば、科学全体への侮辱、傲慢な時代錯誤と言わざるを得ない。

2020 年 10 月 6 日

日本科学者会議滋賀支部幹事会

大阪支部幹事会声明（2020.10.10）

日本学術会議への人事介入に抗議する

菅首相が、日本学術会議の選考委員会の議を経て推薦された次期会員候補 105 人のうち 6 人に対し、理由も示さず任命を拒否したことに強く抗議します。

会員候補の選考は会議法 17 条により「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するもの」とされています。26 条には会員の免職の規定も示されており、任命の実質的権限は日本学術会議に属し、政府には「選択」することも「監督権」もなく、介入する余地はありません。

「総理大臣による任命は形式的任命であり、日本学術会議の推薦をそのまま任命する」ことはこれまで何度も国会で確認されています。

日本学術会議は行政機関ですが、政府に勧告、提言する機能が与えられた独立性の高い自立した機関です。

6 氏が任命されなかった理由は開示されていません。推薦を拒否することが

できるほどの理由があるとするなら、その基準こそ明示すべきです。拒否の理由が会議法に定める選考基準以外にあるとするなら、研究の成果に基づいた研究者の見解に政府が断を下すことであり、憲法 23 条に保障された学問の自由を侵害することになります。

今回の任命拒否は、多様で自由な発想や研究による学問の自由に制約を加え、日本の学問の全ての分野に重大な影響を及ぼすだけでなく、広く言論の自由や表現の自由にも制約、萎縮、忖度という悪影響を広げる可能性を持つものであり、決して看過できません。

日本科学者会議大阪支部幹事会は、政府による学術会議会員人事への介入に強く抗議し、日本学術会議が提出した「第 25 期新会員任命に関する要望書」に記された 2 点の要望を支持することを表明します。

2020 年 10 月 10 日

日本科学者会議大阪支部幹事会

奈良支部緊急声明 (2020. 10. 19)

日本学術会議への政府による人事介入に強く抗議し、任命拒否理由の説明と 6 人全員の即時任命を要求します

日本の科学者を内外に代表する機関である日本学術会議が日本学術会議法に基づいて新会員候補として内閣総理大臣に 105 人を推薦したのに対して、菅首相は、新会員の任期開始の直前に 6 人の任命を拒否しました。同会議の歴史で一度もなかった日本学術会議の独立性と学問の自由を踏みにじる前代未聞の暴挙です。

菅首相による今回の任命拒否は「学術会議の推薦に基づいて内閣総理大臣が任命する」(同会議法 7 条 2) に違反し、これまで「政府の行為は形式的なもので任命拒否はしない」としてきた国会答弁をも覆したものです。菅首相は 10 月 5 日、「推薦された方をそのまま任命してきた前例を踏襲してよいのか考えてきた」と述べ、「総合的・俯瞰的な活動を確保する観点から、今回の任命について判断した」と自ら主体的に会員の選定に関与したことを示唆しました。ところが 9 日には、日本学術会議が提出した 105 人の推薦者名簿について、「見ていない」などと発言。推薦者名簿を「見ていない」のに、「総合的・俯瞰的な活動を確保する観点から判断」することは不可能で、支離滅裂な発言です。菅首相が推薦者名簿を見ずに任命していたのなら、「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」という同法 7 条に違反します。また、首相に推薦者名

簿が到達する前に、首相以外の何者かが6人を削除したならば、公文書改ざんであり、首相の任命権や日本学術会議の選考権に対する侵害となるおそれがあります。いったい誰が6名をいかなる理由で除外したのか、説明責任が厳しく問われます。

1969年、国会で高辻正己内閣法制局長官（当時）が「明らかに法の目的に照らして不適當と認められる場合以外に、政府に任命拒否の裁量が与えられていない」と答弁しています。したがって、菅首相の6氏の任命拒否が日本学術会議法の目的に照らして不適當と認められる理由を示すことが求められますが、「人事に関すること」などを理由に説明を拒否しています。今回任命を拒否された6氏は、安倍政権が強行した安保法制や共謀罪、辺野古新基地建設などに反対の意見を表明してきた学者です。拒否の理由が政策批判であったとすれば、研究の成果に基づいた研究者の見解に政府が政治的判断を下すことであり、憲法23条に保障された学問の自由を侵害することにあたります。菅首相の任命拒否は特定の科学者への攻撃にとどまらず、憲法が保障する「思想・良心・信教・表現・言論の自由」などへの攻撃につながる重大問題です。科学と学問は国民の共有財産です。学問の自由を侵害する動きは国民全体の権利に対する攻撃です。

大日本帝国憲法の下でも言論の自由は抑圧されていました。さらに、治安維持法下の日本では学問・思想・言論への介入により国民の思想統制が行われ、侵略戦争へと突き進み、日本やアジアで筆舌しがたい犠牲を生み出しました。この痛苦の歴史の反省に立って憲法に「学問の自由」が定められ、「学界」が戦争に協力させられた苦い経験から、再びそのようなことにならないことを誓って、学術会議が誕生したのです。そのため日本学術会議法第3条で「独立して」と書かれ、政治からの独立性、自律性を定めているのは「学問の自由」を保障するためです。学術会議を構成する会員の任命に、存在もしない「監督権」を行使し、内閣総理大臣の意のままになれば、独立の機関としての学術会議の地位および職務と権限の独立性は失われます。

これまで様々な人文・社会科学分野で専門的研究に基づいて、政治に対し厳しい評価や批判的政策を提言する学者・研究者は少なくありませんでした。それは人文・社会科学分野に留まらず、気候変動問題、原発・エネルギー問題、医療、感染症対策、宇宙やサイバー空間の利用、自然災害、環境保護など、およそ学術、科学・技術の全ての分野に共通するものです。その批判を封じてしまえば学問の学問たるゆえんを失うことになります。

今回の任命拒否はそれにとどまらず、日本の学問の全ての分野に重大な影響を及ぼし、その結果、学問全体が萎縮し、自由な発想や研究が制約され、政府の誤りへの批判やよりよい政策提案がなされる可能性が損なわれてしまいます。

こうして、学問の自由が失われれば、結局、社会全体が不利益を被る事になります。

以上の理由から、日本科学者会議奈良支部は政府による学術会議会員人事への介入に強く抗議し、任命拒否理由の説明と6人全員の即時任命を要求します。

以上

2020年10月19日

日本科学者会議奈良支部

兵庫支部声明 (2020.10.17)

政治権力による日本学術会議への人事介入に抗議し、改めて6人の任命を求める

このたび、日本学術会議の選考委員会の議を経て推薦された次期会員候補105人の内、6人の任命を菅義偉首相が理由も示さず拒否したことに抗議し、改めてその任命を要求する。

学術会議は1949年に発足したが、その発会式で当時の吉田茂首相は「学術会議はもちろん国の機関ではありますが、使命達成のためには、時々の政治的便宜のための掣肘を受けることのないよう高度の自主性が与えられておるのであります」と述べていた。これは、先立つ1946年に公布された日本国憲法第23条に学問の自由が明記されたことを受けたものである。

当初は研究者による公選制であった学術会議会員の選出は、1983年、学術会議からの推薦に基づく首相の任命制に改変されたが、このとき、中曽根康弘首相は国会答弁で「政府が行うのは形式的な任命にすぎない。学問の自由独立はあくまで保証される」と述べた（1983年5月12日、参議院文教委員会）。今回の任命拒否について、首相は「総合的・俯瞰的な判断」などというのみで、何ら明確な理由を明らかにしていない。また、1983年の日本学術会議法「改正」時に任命制が採られたことをもって「推薦されたものをそのまま承認するとは限らない権限が生じた」「政府の方針に変更はない」などと強弁するが、これがまったくの筋違いであることは、以上のことから明らかであろう。すでに多くの学会・協会や団体、個人が声明や見解を示しているが、我々日本科学者会議兵庫支部も政治権力による日本学術会議への人事介入に抗議し、改めて6人の任命を要求するものである。

2020年10月17日

岡山支部常任幹事会 (2020. 10. 19)

日本学術会議会員候補の任命拒否に抗議し 6 名の任命を求める緊急声明

日本科学者会議岡山支部常任幹事会は、内閣総理大臣による第 25 期日本学術会議会員候補の任命拒否に対して抗議するとともに、6 名の任命を求めます。

今回、内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した会員候補者のうち 6 名の任命を拒否しました。また、その理由についても明らかにしていません。

日本学術会議法は、その第三条において「日本学術会議は、独立して左の職務を行う」と定め、第七条および第十七条において、日本学術会議の会員は、日本学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦」すること、その「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」ことを定めています。

今回の内閣総理大臣による 6 名の会員候補の任命拒否は、同法の規定を逸脱するものであり、そのような行為は学術の自立的な発展を妨げることが危惧されます。

以上により、日本科学者会議岡山支部常任幹事会は、6 名の会員候補への任命拒否を直ちに撤回し速やかに任命することを内閣総理大臣に求めます。

2020 年 10 月 19 日

日本科学者会議岡山支部常任幹事会

山口支部大会決議 (2020. 10. 10)

学術会議会員の任命を拒否した菅総理大臣の作為を糾弾する

日本学術会議が推薦した新任会員候補者のうち 6 名の任命を菅総理大臣が明確な理由を示すことなく拒否したことは明らかな違法行為であり、直ちに推薦通りに任命することを求める。

第二次世界大戦に先立ち、時の政府の見解に反する学説を唱えたとして学者が弾圧を受けたこと、また、惨禍をもたらした大戦に科学者が協力させられたことの反省の上に、戦後、憲法に学問の自由が明記され、政府から独立して職

務を遂行する日本学術会議が設立された。日本学術会議法では、学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し」（第 17 条）、会員はこうした学術会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（第 7 条）と規定されている。ここには政府が任命を拒否したり、勝手に任命する余地はない。

菅氏は安倍内閣の官房長官として内閣法制局長官人事に介入し、大半の法学者の反対を無視して「解釈改憲」で「安保法制」を合憲とする法制局の付度を引き出した。総理大臣として「反対者は去ってもらう」と公言して、事前に法制局の「合法性」を得ていると吹聴するが、これは法治主義も投げ捨てた暴君であるかの振舞いである。

わが国の科学者を代表して科学の発展を図るという使命を帯びた学術会議会員の選考に時の政府の意向が反映されてしまうと、政府の政策に付度した審議と化し、学問の自由を歪めることになろう。また、任命拒否は科学者への名誉毀損とも言え、政治権力の圧力は政府の考えと異なる思想信条を持つ科学者の学問の自由への重大な侵害となる。

憲法と法律に忠実であるべき政府・内閣のあるべき姿に反する行為を直ちに改めるように求める。これは自由で民主的で平和な国家を希求する国民の声である。

2020 年 10 月 10 日

2020 年度 日本科学者会議山口支部定期大会

愛媛支部幹事会（2020.10.8）

菅総理大臣による日本学術会議会員任命拒否に強く抗議する声明

菅義偉内閣総理大臣は、日本学術会議第 25 期新規会員任命に際して、同会議が推薦した 105 人のうち 6 人の候補の任命を拒否しました。これは、1983 年に推薦・任命制に変更されて以降なされてきた、学術会議の推薦に基づいて総理大臣が形式的に任命するというやり方を覆す暴挙です。任命拒否は、憲法に定められた学問の自由を侵害し、学術会議を政府の意向に沿うように圧力を加えることを意図したものと看做されるを得ません。

日本学術会議は、10 月 2 日、「第 25 期新規会員任命に関する要望書」を内閣総理大臣宛に提出しました。私たちは、今回の任命拒否に強く抗議するとともに、この要望書に賛同し、6 人の候補者の任命拒否の理由を明らかにすること、速やかに 6 人を日本学術会議会員として任命することを求めます。

2020 年 10 月 8 日

日本科学者会議愛媛支部幹事会

高知支部要望書（2020. 10. 31）

日本学術会議が推薦する会員候補 6 名の任命拒否の撤回を要望します。

本年 10 月 1 日、菅首相は日本学術会議から推薦された会員候補 105 名のうち、99 名の方は任命されましたが、推薦された 6 名の科学者は任命されませんでした。

どうして、候補者 6 名の方は任命を拒否されたのでしょうか。

10 月 1 日の記者会見で、加藤勝信官房長官が説明した人選基準については、日本学術会議法 7 条 2 項並びに第 17 条の内容に違反しております。

さらに、加藤勝信官房長官の 10 月 7 日の憲法 15 条第 1 項の規定を用いての任命拒否の合理化は、憲法 73 条 4 号に違反していますし、憲法 23 条の学問の自由についての説明は、学問としての個人の思想自由内容に国が干渉しないことが抜け落ちて、同 23 条違反を起こしているのです。

同様に、菅首相の 6 名の候補者任命拒否の説明も、日本学術会議第 3 条の独立性を侵害し、さらに同法第 7 条の会議の会員数 210 名の規定に違反しております。その結果は、日本学術会議の幹部によりますと、組織の運営に支障をきたしているとのことです。

以上によって、6 名の会員候補の任命拒否が日本国憲法および日本学術会議法に違反するのみならず、会議の目的である科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映させる活動に支障をもたらしかねないことを述べてきました。

菅首相におかれましては、法治国家の代表たる総理大臣として、法律に正しく則って 6 名の会員候補の任命拒否を撤回し、日本学術会議が提出した「第 25 期新会員任命に関する要望書」にも示されていますように、6 名の任命に速やかに取り組んで頂くよう要望いたします。

2020 年 10 月 31 日

高知支部

福岡支部声明 (2020. 10. 6)

日本学術会議の新規会員に対する理由不明な任命拒否は学問の自由を侵す

菅首相は日本学術会議の新規会員候補 105 名のうち 6 名の任命を拒否しました。これは憲法 23 条の「学問の自由」を侵害するだけでなく、日本学術会議法に違反しこれまでの国会答弁に反する明確な違法行為です。任命拒否の理由も決定過程も明らかにされていません。政府による日本学術会議への人事介入である由々しい重大事態と言わなければなりません。6 名の任命拒否は、この 6 名に止まる問題ではなく、日本の科学者の代表である日本学術会議全体の問題であり、さらに会員を出している学会の問題であり日本国民全体の問題です。

日本学術会議法の第 2 章「職務及び権限」第 3 条に日本学術会議の職務は、1「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」、2「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」を独立して行うとされています。さらに同第 5 条には、1「科学の振興及び技術の発展に関する方策」、2「科学に関する研究成果の活用に関する方策」、3「科学研究者の養成に関する方策」について政府に勧告すること ができるとあります。

第 3 条の「独立して」職務を行うとは、日本学術会議は総理大臣からも独立しており、その指揮監督を受けないという意味です。また、政府に対して「勧告」するので政府の政策から独立した立場であることが前提です。それは、会の推薦する会員をそのまま任命するということでもあります(第 7 条 2 項「推薦に基づいて総理大臣が任命」)。もし総理大臣に、推薦された会員候補の任命拒否が可能ならば、日本学術会議会員の構成が総理大臣の意向に左右されることになります。加藤官房長官は「学術会議は法律上首相の所轄であり、人事を通じて一定の監督権を行使することは法律上可能」と述べていますが、これは「所轄」の意味を恣意的に解釈したもので、そもそも日本学術会議は政府から独立した組織ですから、人事を通じた総理大臣による監督権など存在しません。1983 年、当時の中曽根首相は国会で「政府が行うのは形式的任命にすぎない。学問の自由独立は保障される」と答弁しています。現行の日本学術会議法は、このような国会答弁のもとに国会で可決されたものです。

日本学術会議は 10 月 2 日に、菅総理大臣に「第 25 期新規会員任命に関する要望書」を提出しました。その内容は第 25 期新規会員任命に関して、1「2020 年 9 月 30 日付で山極壽一前会長がお願いしたとおり、推薦した会員候補者が任命されない理由を説明いただきたい」、2「2020 年 8 月 31 日付で推薦した会員候補者のうち、任命されていない方について、速やかに任命していただきたい」の 2 点です。福岡県の科学者をメンバーとする私たち日本科学者会議福岡

支部は、この日本学術会議の要望書を支持します。日本学術会議には、今回の菅首相による特定の新規会員の恣意的な任命拒否を撤回させるまで、政府に働きかけることを望んでいます。

日本学術会議は、先の戦争において多くの科学者が戦争に協力してしまった反省の上に、1949年に日本の科学者を代表する機関として設立されました。世界の平和は軍事対応でもたらされることは決してありません。日本学術会議は1950年と1967年には軍事研究に関与しないという声明文を2度にわたって発表し、さらに2017年にも軍事転用が可能な研究への関与に慎重な姿勢を改めて示しました。会員の中には自分自身の研究成果に基づき、時の政府の政策に批判的態度を取る人もいるのは当然のことです。民主主義的な社会を支える基盤は多様な言論活動です。多様性は学術発展の前提であり、多様な意見の中から新たな発見・発展が生まれます。時の政府の政策に批判的態度を持つからといって、日本学術会議会員の任命を拒否されるような社会では、そのような発展は見込まれません。戦争をしないという憲法をもつ私たちは、時の政府から独立な立場の科学者の代表機関を持つことが大切であると考えています。

2020年10月6日

日本科学者会議福岡支部

福岡支部菅義偉総理大臣への要請（2020.10.6）

日本学術会議の要望を速やかに受け入れてください

菅首相は日本学術会議の新規会員候補105名のうち6名の任命を拒否しました。これは憲法23条の「学問の自由」を侵害するだけでなく、日本学術会議法に違反し、これまでの国会答弁に反する明確な違法行為です。任命拒否の理由も決定過程も明らかにされていません。政府による日本学術会議への人事介入である由々しい重大事態と言わなければなりません。6名の任命拒否は、この6名に止まる問題ではなく、日本の科学者の代表である日本学術会議全体の問題であり、さらに会員を出している学会の問題であり日本国民全体の問題です。

日本学術会議法の第2章「職務及び権限」第3条に日本学術会議の職務は、1「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」、2「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」を独立して行うとされています。さらに同第5条には、1「科学の振興及び技術の発展に関する方策」、2「科学に関する研究成果の活用に関する方策」、3「科学研究者の養成に関する

方策」について政府に勧告することができるとあります。

第3条の「独立して」職務を行うとは、日本学術会議は総理大臣からも独立しており、その指揮監督を受けないという意味です。また、政府に対して「勧告」するので政府の政策から独立した立場であることが前提です。それは、会の推薦する会員をそのまま任命するということでもあります（第7条2項「推薦に基づいて総理大臣が任命」）。もし総理大臣に、推薦された会員候補の任命拒否が可能ならば、日本学術会議会員の構成が総理大臣の意向に左右されることになります。加藤官房長官は「学術会議は法律上首相の所轄であり、人事を通じて一定の監督権を行使することは法律上可能」と述べていますが、これは「所轄」の意味を恣意的に解釈したもので、そもそも日本学術会議は政府から独立した組織ですから、人事を通じた総理大臣による監督権など存在しません。1983年、当時の中曽根首相は国会で「政府が行うのは形式的任命にすぎない。学問の自由独立は保障される」と答弁しています。現行の日本学術会議法は、このような国会答弁のもとに国会で可決されたものです。

日本学術会議は10月2日に、貴職に「第25期新規会員任命に関する要望書」を提出しました。

その内容は第25期新規会員任命に関して、1「2020年9月30日付で山極壽一前会長がお願いしたとおり、推薦した会員候補者が任命されない理由を説明いただきたい」、2「2020年8月31日付で推薦した会員候補者のうち、任命されていない方について、速やかに任命していただきたい」の2点です。福岡県の科学者をメンバーとする私たち日本科学者会議福岡支部は、貴職が速やかにこの要望を受け入れることを強く要請します。

2020年10月6日

福岡支部

宮崎支部幹事会声明（2020.10.30）

菅義偉首相による日本学術会議人事への介入に強く抗議する

菅義偉首相は日本学術会議（以下、学術会議と略）の選考委員会の議を経て推薦された次期会員候補（105人）のうち6人の任命を拒否した。これは、1983年の学術会議法改正以降、「学会の方から推薦をしていただいた者は拒否はしない、そのとおりの形だけの任命をしていく」との一貫した政府の方針と明らかに矛盾するものである。しかも、菅首相は任命拒否理由を明確にせず、「総合的、俯瞰的観点から」というあいまいな説明を繰り返すばかりである。「優れ

た研究または業績」(学術会議法第17条)以外のこのような抽象的な基準を持ち出しての任命拒否は、学術会議法に明白に反する違法行為といわなければならない。

そもそも学術会議の政治からの独立性は、戦前の政治的思惑による学術や思想に対する激しい弾圧への反省の上に築かれたものである。今回の任命拒否は時の権力に不都合な学説を唱える科学者を排除するものにほかならず、明らかに「学問の自由」(憲法23条)だけではなく、「思想及び良心の自由」(憲法19条)、「表現の自由」(憲法21条)をも侵害するものである。

学問は、いわゆる“文系・理系”を問わず現状の批判的分析から出発する。今回、任命拒否された科学者は、人文社会科学系分野に属している。しかし、地球温暖化・環境問題、原子力発電・エネルギー問題、感染症対策問題をはじめ日本や世界が直面するさまざまな課題をめぐる政府への提言では、生命科学分野や理工学分野の科学者も重要な役割を果たすことが期待される。明確な理由を示さず任命を拒否するなどといった恣意的な権力行使を許せば、すべての分野の科学者の研究活動が抑圧されることが懸念される。

任命拒否の問題は、推薦を拒否された学術会議にとどまらず、科学者それぞれが所属し学術会議にその代表を送り出している学会の問題でもあり、やがて大学や研究機関への人事介入にも道をひらきかねない重大な事態である。学問の自由の侵害は、公正で批判的な学問・言論の抑圧となり、民主的で平和な社会を希求する日本の将来を危うくし、社会に広範で深刻な影響を及ぼしかねない。

日本科学者会議は、学術会議の協力学術研究団体として活動を展開してきている。日本科学者会議宮崎支部としても、今回の菅義偉首相による任命拒否は、社会の平和的发展と福祉の向上を目指し自由闊達に研究し、その研究成果を自由に公表でき、さらにこれに基づき自由に実践・行動する研究者としての自立性を侵害する由々しき事態であることを強く懸念する。

以上のことから、私たち日本科学者会議宮崎支部は菅義偉首相による学術会議人事への介入に強く抗議し、次の2点を要求する。

1. 政府の学術会議への人事介入を直ちに取下げること
2. 任命を拒否された6名の科学者を直ちに任命すること

以上

2020年10月30日

日本科学者会宮崎支部幹事会

【北海道支部関連】

北海道の大学・高専関係者有志アピールの会は10月13日（火）、「菅義偉首相の日本学術会議第25期新規会員の任命拒否に抗議し、撤回を求める緊急声明」を発表しました。

13日午前おこなった道政記者クラブでの記者発表には、唐渡興宣・北海道大学名誉教授、姉崎洋一・北海道大学名誉教授、大屋定晴・北海学園大学経済学部教授、加藤幾芳・北海道大学名誉教授、笹谷春美・北海道教育大学名誉教授、山口博教・北星学園大学名誉教授の各共同代表、事務局メンバー、「北海道大学 学費一律半減を求める有志の会」の共同代表2人が出席しました。

はじめに、姉崎洋一・事務局長が「私たちは、菅義偉首相に、第181回総会名で日本学術会議が要望している事項、1.「推薦した会員候補が任命されない理由」を日本学術会議法に基づいた説明を求める。2.「2020年8月31日付で推薦した会員候補のうち、任命されていない」研究者の「速やかに任命」することを求める。そのうえで、菅政権の反省と謝罪を求めるものである」との、緊急声明の内容、趣旨を説明。

続いて、学術会議の元連携会員の笹谷、加藤、学術会議の協力学術研究団体の唯物論研究協会役員の大屋、山口、唐渡の各共同代表がメントしました。

「北海道大学 学費一律半減を求める有志の会」の共同代表は、大学で学ぶ学生の立場からも、今回の人事介入に断固反対し、6人の任命を強く求める旨、訴えました。

「#日本学術会議への人事介入に抗議する」「学問・研究の自由、表現の自由を守ろう！！」「菅義偉首相の日本学術会議第25期新規会員の任命拒否に抗議し、撤回を求める」「『学問の自由』の侵害を許さない」「菅政権に対して、日本学術会議新規会員候補の任命拒否をただちに撤回し、会員候補6人を速やかに任命することを求める」とのメッセージペーパーを掲げ、アピールしました。

在札のテレビ局6社（NHK札幌放送局、HBC北海道放送、UHB北海道文化放送、HTB北海道テレビ放送、TVhテレビ北海道、STV札幌テレビ放送）、新聞4社（北海道新聞、読売新聞、朝日新聞、しんぶん赤旗）が取材しました。

13日以降、首相、内閣法制局長官、各政党、日本学術会議、日本学術会議北海道地区会議などに緊急声明を郵送しました。

今後、第25期日本学術会議北海道地区会議（運営協議会）との面談、北海道の国・公・私立大学・短大・高専関係者・団体、科学者団体との共同行動などを検討しています。

なお、第24期北海道地区会議運営協議会の代表幹事は寶金清博・北海道大学病院長（日本学術会議第二部会員、2018年1月25日現在）。現在、北海道大学長。

⇒<http://www.scj.go.jp/ja/area/hokkaido/kousei24.pdf>

第25期北海道地区会議の代表幹事は吉岡充弘氏（日本学術会議第二部会員、北海道大学大学院医学研究院長）。

会事務局で確認されている報道は次のとおりです。

~~~~~

【報道情報】

○NHK：NEWS WEB 北海道NEWS WEB

道内大学・高専関係者が緊急声明

<https://www3.nhk.or.jp/sapporo-news/20201013/7000025644.html>

○HBC 北海道放送：北海道のニュース

日本学術会議 6 人の任命見送り 北大新学長「政府に説明責任」 北海道札幌市

<https://news.yahoo.co.jp/articles/d60db9a681236fd2d3d4822ebf176608821baa66>

<https://www.hbc.co.jp/news/c1ad00af217b35b4cff7f83ffae62b43.html>

○UHB 北海道文化放送：北海道ニュース

「看過できない」日本学術会議の 6 人任命拒否に抗議声明…北海道内の大学教職員ら"理由説明"を要求

<https://www.uhb.jp/news/single.html?id=15466>

<https://news.yahoo.co.jp/articles/0342fdee1b72230b87f5f0be16093a97c1915408>

○HTB 北海道テレビ放送：HTB ニュース

<北海道>北大名誉教授らが総理に抗議文 学術会議の任命拒否

<https://news.yahoo.co.jp/articles/b4e2756169ea4fd3aea1ff6863924e9978f3487e>

○TVh テレビ北海道：道内ニュース 「5 時ナビ TVh 道新ニュース」

<https://www.tv-hokkaido.co.jp/news/doshin/>

<https://www.tv-hokkaido.co.jp/topics/doshin/>

○北海道新聞：2020 年 10 月 14 日（水）

道内大学の教職員・学生が緊急声明 学術会議任命拒否に

[https://www.hokkaido-np.co.jp/article/470342?rct=n\\_society](https://www.hokkaido-np.co.jp/article/470342?rct=n_society)

○読売新聞（北海道紙面）：2020 年 10 月 14 日（水）

学術会議任命拒否撤回求め緊急声明 道内大学関係者ら

<https://www.yomiuri.co.jp/local/hokkaido/>

○朝日新聞（北海道紙面）：2020 年 10 月 15 日（木）

学術会議問題 抗議が相次ぐ 大学関係者、説明求め

[https://digital.asahi.com/article\\_search/detail.html?keyword=%E5%AD%A6%E8%A1%93%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E5%95%8F%E9%A1%8C%E3%80%81%E6%8A%97%E8%AD%B0%E3%81%8C%E7%9B%B8%E6%AC%A1%E3%81%90+%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%96%A2%E4%BF%82%E8%80%85%E3%80%81%E8%AA%AC%E6%98%8E%E6%B1%82%E3%82%81+%EF%BC%8F%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93&FormRadioSelect=&searchcategory=2&from=2020%E5%B9%B410%E6%9C%8817%E6%97%A5&to=2020%E5%B9%B410%E6%9C%8817%E6%97%A5&MN=default&inf=&sup](https://digital.asahi.com/article_search/detail.html?keyword=%E5%AD%A6%E8%A1%93%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E5%95%8F%E9%A1%8C%E3%80%81%E6%8A%97%E8%AD%B0%E3%81%8C%E7%9B%B8%E6%AC%A1%E3%81%90+%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%96%A2%E4%BF%82%E8%80%85%E3%80%81%E8%AA%AC%E6%98%8E%E6%B1%82%E3%82%81+%EF%BC%8F%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93&FormRadioSelect=&searchcategory=2&from=2020%E5%B9%B410%E6%9C%8817%E6%97%A5&to=2020%E5%B9%B410%E6%9C%8817%E6%97%A5&MN=default&inf=&sup)

=&page=1&idx=1&s\_idx=1&kijid=A1001520201015M027213-003&version=0251132278

○しんぶん赤旗（全国紙面）：2020年10月15日（木）

学術会議任命拒否 各地で抗議 北海道 大学・高専有志が声明 学問の軽視に危機感

<https://www.jcp.or.jp/akahata/aik20/2020-10-15/index.html>

【北海学園大学教員有志の声明を発表／学長・全5学部長含む呼びかけ人・賛同者102人連名（第1次）】

1) 私たちは、北海学園大学内で先週末から準備作業を進め、この月曜日から学内での賛同呼びかけを開始し、本日12:30に第一次集約を行ないました。

そして本日付で、学長・全五学部長を含む呼びかけ人・賛同者、計102人の連名で「日本学術会議第二五期新規会員任命に関する北海学園大学教員有志の声明」を発表いたしました。

声明文そのものと呼びかけ人・賛同者の一覧（氏名アイウエオ順）は、下記URLからご覧ください。

<https://sites.google.com/hgu.jp/hokkai-gakuen-university-yuusi>

2) これにあわせて本日、道政記者クラブ、市政記者クラブに声明および呼びかけ人・賛同者の一覧を投げ込みしてきました。

3) 今後、内閣総理大臣など、関係各所に送付するとともに、10/18（月）までの予定で第二次賛同呼びかけを行います。

<「北海道の大学・高専関係者有志アピールの会」について>

・集团的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する北海道の大学・高専関係者有志アピール運動をすすめる会（略称：北海道の大学・高専関係者有志アピールの会）。

・集团的自衛権の行使を容認する閣議決定（2014年7月1日）に反対し、2014年8月27日発足。北海道の国・公・私立大学・短大・高専の教職員、退職教職員、院生、学生、大学生協職員、市民らで事務局を構成。立憲主義、平和主義・民主主義・個人の尊厳の実現を目指し、軍学共同反対、安全保障関連法の廃止、集团的自衛権行使の閣議決定の撤回を求めて行動。

・第1次アピール「集团的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する－戦争をさせない、若者を再び戦場に送らないために－」を2014年9月16日発表。呼びかけ人は北海道の大学・短大・高専数の半数近くの26国・公・私立大学・短大・高専、元学長、元副学長、元学部長含め教員90人。賛同署名（700人）を集約し、安倍晋三内閣総理大臣はじめ文部科学大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長など関係機関宛て、2015年3月送付。その後も、アピール「集团的自衛権の行使を容認する閣議決定反対、『安全保障関連法案』の廃案を求めます」（2015年9月9日）、アピール「立憲主義・平和主義・民主主義を守り、個人の尊厳を実現するために、ともに行動しましょう」（2016年7月1日、呼びかけ人は28国・公・私立大学・短大・高専、元学長、元副学長、元学部長含め教員107人。2016年7

月、内閣総理大臣はじめ関係機関宛て送付）を発表。

- ・軍学共同反対を訴え、大学、日本学術会議・同北海道地区会議などへの要請活動。
- ・「大学に期日前投票所の設置」を求め、北海道選挙管理委員会等に市民団体と共同要請。
- ・大学・高専関係者・団体、弁護士の団体、教育関係団体、「安保関連法に反対するママの会@北海道」、若者団体、市民団体との連携・共同の活動。
- ・「連続講演会」（2014年11月から7回、道内各地から大学関係者、市民の皆さんのべ955人参加）、「大学・社会を考える講演会」（数か月毎、4回）の開催。
- ・事務局は札幌近郊の大学の教職員（OB・OG含む）、院生、学生、大学生協職員、市民ら30人で構成、月に1回、学習会と会議を開催。
- ・「軍学共同反対連絡会」（共同代表・池内了名古屋大学名誉教授、香山リカ立教大学教授、野田隆三岡山大学名誉教授、当会は発足時から団体参加）、「安全保障関連法に反対する学者の会」（呼びかけ人・廣渡清吾東京大学名誉教授、日本学術会議前会長＜当時＞、益川敏英・京都大学名誉教授、ノーベル賞受賞者、ほか）との連携・共同行動。

・共同代表

唐渡興宣・北海道大学名誉教授（経済学）

姉崎洋一・札幌大学女子短期大学部こども学科教授、北海道大学名誉教授（教育学）（事務局長）

荒木 肇・北海道大学名誉教授（農業生産学）

大屋定晴・北海学園大学経済学部教授（社会経済学）

加藤幾芳・北海道大学名誉教授（原子核物理学）

笹谷春美・北海道教育大学名誉教授（社会学）

山口博教・北星学園大学名誉教授（経済学）

・会のメールアドレス：[peace.hokkaido@gmail.com](mailto:peace.hokkaido@gmail.com)

=====

（お問い合わせ）

北海道の大学・高専関係者有志アピールの会

事務局次長：谷井利明

携帯電話：090-9087-1707

e-mail：[thunderbird.ta@gmail.com](mailto:thunderbird.ta@gmail.com)

## 【茨城支部関連】

### 政府による日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める声明

政府は、第25期日本学術会議会員の任命に際し、日本学術会議が推薦した105人の会員

候補者のうち 6 人の任命を、理由を明らかにせず拒否した。これは、日本学術会議法 3 条が定める日本学術会議の独立性を蔑ろにして恣意的な人事を政府が行うことにほかならない。このことは、「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」とした同法前文の趣旨を損い、憲法 23 条に定める学問の自由を脅かすものである。

この問題に関連し与党関係者や一部報道機関等が事実に基づかない情報を流布させて憂慮すべき事態を招いている。政府は政策や実施状況に関して正確な情報を提供し、国民が適切に判断できるようにしなければならない。

学研労協は、日本学術会議が提出した「第 25 期新会員任命に関する要望書」を支持し、そこに記された 2 点の要望すなわち、任命拒否の理由の公開および、拒否された 6 人の候補者の任命を政府に要求する。あわせて政府が政策に関する正確な情報をすみやかに国民に提供することを要求する。

2020 年 10 月 22 日

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会  
(学研労協)

## 【神奈川支部】

### 6人の任命求め声明

#### 県内の学者や研究者81人

日本学術会議が推薦した候補者6人の任命を菅義偉首相が拒否した問題で、県内の学者や研究者の有志計百八十一人は二十三日、六人の任命を求める声明を発表した。賛同者を募り、菅首相宛てに提出する。声明文は、学術会議について「最大の自主性と独立性、独立性が保障されてきた」として「政府が学術会議の人事に介入することになれば、学問・研究の根幹が大きく揺るがれる」と批判した。菅首相について「理由を明らかにしないまま任命を



記者会見する学者や研究者の有志＝県庁で

県庁で記者会見した後藤仁敏・鶴見大名菅教授は「菅首相は『総合的・俯瞰的に判断した』と説明しているが、説明になっていない」と批判。山根徹也・横浜国立大学教授は「菅氏は菅氏を出している県でもある。こうした意味でも、県民に伝えるべきだと考えた」と説明した。（志村彰彦）

箱根町長選  
あす投票開票  
箱根町長選は二十五日、投票開票される。ともに無所属で、飲食店経営田村洋一さん（もと元副町長勝俣浩行さん）の新人二人が立候補し、一騎打ちの選挙戦になっている。

投票は午前七時～午後八時

## 【神奈川支部】

### 日本学術会議の任命拒否撤回を 科学者会議支部が声明

日本学術会議が推薦した新会員候補者6人の任命を菅義偉首相が拒否した問題で、日本科学者会議神奈川支部幹事会（代表幹事＝萩原伸次郎横浜国立大学名誉教授）は21日までに、首相に対し任命拒否の撤回と学術会議の独立性、学問の自由の尊重を求める声明を発表した。

声明は、「科学者が政府の意のままに戦争に協力させられたこと」への深い反省に基づき、学術会議が政府からの独立機関として設立された経緯を説明。その独立性を踏みにじる任命拒否や、菅内閣が「論点そらし」を狙って学術会議を行政改革の対象とすることは、不当な政治的介入だと批判した。

また、任命の恣意的な拒否による人事介入は、日本学術会議法と、学問の自由を保障した憲法に反すると指摘。任命の変更を考えていないとした菅首相の態度は「憲法と法律によって命じられた職務上の義務に違反している」と非難し、「政府による学問の自由の蹂躪」と痛喝とたたかう決意」と表明した。

（柏尾 安希子）

### 【静岡支部関連】

静岡大学現役・退職教職員による内閣総理大臣宛ての要望書、

「日本学術会議新規会員 6 名の任命拒否を撤回し、日本学術会議の推薦どおりに会員の任命を行うよう求めます」の発出までの経緯

○当初、日本学術会議新規会員 6 名の任命拒否に関して、静岡支部幹事会として声明等を出すことを検討したが、会員数が少なく、地域の知名度も高くないことから、その効果に対する懸念があった。

○会員へは 10/7 に全国幹事会で抗議声明がしたたことをメーリングリストによる配信で知らせるとともに、10/15 発行の支部ニュースで、同声明の要旨を掲載した。

○その後、静岡大学教職員組合執行委員会による抗議声明の検討、及び静岡大学退職教員らによる何らかのアクションを起こそうという動きがはじまったことから、これらの動きと連携して、「静岡大学」有志を前面に出して、JSA 会員でない方々にも広く賛同を呼びかけた方が地域社会にインパクトがあるだろうと判断した。

○JSA 会員でない現役・退職多くの方々にも広く呼びかけ人になっていただき、11/6 までに、内閣総理大臣宛ての要望書に対し、最終的に現任教員 84 人（現・元学長を含む）、退職教員 60 人、計 144 人の賛同を得た。またそのことは、地元の中日新聞・東海版で報道された。

○今回の取り組みは静岡大学現役・退職教職員らによる取り組みとしたことで賛同の輪を広げやすかったものの、そうでない支部会員は参加できなかったことが課題として残った。ただ、この問題を深く懸念する学者・研究者が静岡県内にも多数存在することを地域にアピールすることには有効であったと思われる。

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

日本学術会議会員候補 6 名の即時任命を強く要望する署名をその理由を付して提出いたします。よろしくご高配賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 11 月 6 日

日本学術会議会員候補 6 名の即時任命を強く要請する静岡大学教職員及び退職教職員有志の会呼びかけ人:寺村泰 河岸洋和 小川裕子 露無慎二 佐藤 博明 大橋昭夫

### 要 望 書

日本学術会議新規会員 6 名の任命拒否を撤回し、日本学術会議の推薦どおりに会員の任命を行うよう求めます

菅義偉首相は、今般、日本学術会議第 25 期新規会員の選任に当たり、学術会議が推薦した 105 名のうち 99 名のみを任命、残る 6 名を除外しました。しかも首相は、もともと 99 名の名簿しか見ていないとしながら、実は、杉田内閣官房副長官が菅首相との事前協議において、「複数の外すべき人が含まれている」と報告し、菅首相の了解を得て、この 6 名を任

命者から外したことが明らかになっています。これは、日本学術会議法第 7 条 2 項の規定に基づき、学術会議が推薦した候補者を、首相は「形式的」に任命するものとする法解釈と、1983 年の法改正時の中曽根康弘首相らの国会答弁（※）に照らして明らかに不適切と言わざるをえません。10 月 26 日召集の臨時国会冒頭の所信表明演説で、菅首相は「任命拒否」問題には一切触れず、28 日の野党質問への答弁で内閣法制局の内部文書を持ち出し、世代バランス、地域バランス、大学の偏りや国費投入の機関であることなどを考慮して判断したと述べています。そもそも学術会議による会員の選考は、法定の会員数と選考基準に基づいて行われるものであり、首相の答弁は、それとはまったく異なる基準を持ち出して 6 名の任命除外を行ったものであり、二重の意味で違法行為というほかはありません。学術会議も反論したとおり、これらの点は、以前より遙かに改善されていることは明かです。こうした後出しじゃんけ的な理由を持ちだし、強弁すればするほど首相説明の破綻は明かです。また、欧米の同様の学術組織も国費が一定程度投入されていますが、政治の側が組織構成や人事に介入するという事例は見られません。実態を見ずいたずらに人々に誤解を生む「印象批評」を行っていると言うほかありません。

日本学術会議は、1949 年(昭和 24 年)、科学者が戦争に利用され、協力してきた戦前の教訓を踏まえて、内閣総理大臣の所管の下、政府から独立して職務を行う「特別の機関」として設立された学術のナショナルセンターです。それはとりわけ、戦時下、軍部に核爆弾の研究を強いられた物理学者・仁科芳雄博士らの痛恨の反省と、平和と自由への強い願いから設立された「日本型アカデミー」であり、その精神は、権力の介入を許さない「自由」を基盤としてこそ学術研究の社会的役割が保障されとの深い認識に根差しています。事実、1955 年に制定の原子力基本法第 2 条が掲げる原子力利用の基本方針は、学術会議が提唱した民主・自主・公開の平和利用三原則にそったものです。

学術会議は、これまで政府に対して科学技術や産業、国民生活など多岐にわたる勧告・答申を行い、学術的検証を経た数多くの政策提言や声明を発出してきました。記憶に新しくは、2011 年の東日本大震災や昨今のコロナ危機など未曾有の社会的危機に対応して、科学的根拠に基づく有効かつ現実的な提言や要望、助言を行い、自律した自由な研究者集団としての学術会議の貢献と存在価値を示してきました。

日本学術会議創立以来、歴代政府は「学問の自由」の観点から、学術会議の独立性・自律性を尊重して、会員の選考はアカデミア集団に委ねるとし、これに介入しないとする原則を堅持してきました。

以上により、菅首相は日本学術会議の要請に応じて、新規会員 6 名の任命拒否の理由を説明し、これを撤回した上で、推薦どおり会員の任命を行うことを強く求めます。

※ 1983 年 5 月に開かれた参議院文教委員会では、委員から「推薦された方を任命拒否するなどということはないのか」と質問されたのに対し、当時の内閣官房総務審議官が、「実質的に総理大臣の任命で、会員の任命を左右するということは考えておりません」と答弁し、また「従来場合には選挙によっていたために、任命というのが必要がなかったのですが、

こういう形の場合には形式的にはやむをえません。そういうことで任命制を置いておりますが、これが実質的なものだというふうには私ども理解しておりません」と答弁。そのあと、当時の内閣官房参事官は、「210 人の会員が推薦されてまいりまして、それをそのとおり内閣総理大臣が形式的な発令行為を行うというふうに、この条文を私どもは解釈しております。この点につきましては、内閣法制局におきます法律案の審査のときにおきまして、十分その点は詰めたところでございます」と答弁。このあと答弁に立った当時の中曽根総理大臣は、日本学術会議について「独立性を重んじていくという政府の態度はいささかも変わるものではございません」と述べた上で、「学問の自由ということは憲法でも保障しておるところでございまして、特に日本学術会議法にはそういう独立性を保障しておる条文もあるわけございまして、そういう点については今後政府も特に留意してまいらつもりでございます」と述べている。

2020 年 11 月 6 日

呼びかけ人: 寺村 泰 河岸 洋和 小川 裕子 露無 慎二 佐藤 博明 大橋 昭夫

賛同署名者（現役）

安藤研一 石川宏之 岩井 淳 大原志麻 石原剛志 埋田重夫 荻野達史 川瀬憲子 久木田直江 熊谷滋子 小町将之 笹沼弘志 田島慶吾 戸部 健 西野 肇 堀 博文 本橋令子 水谷洋一 森本隆子 安永 愛 渡邊英理 中井孝芳 木村洋子 鳥山 優 塚越 哲 松本和明 長沼さやか 橋本 剛 田中伸司 荻野達史 水永博己 瀧川雄一 田宮 縁 富田涼都 三重野 哲 嘉規香織 山本 歩 小林健二 坂本健吉 岡田令子 丑丸敬史 木寄暁子 板倉美奈子 丹沢哲郎 内山秀樹 小南陽亮 杉山康司 丹沢 徹 橋本誠一 池田恵子 川本竜彦 菊地光嗣 鳥畑与一 伊東暁人 笹原 恵 塩尻信義 狩野美知子 佐藤慎一 鈴木雄太郎 平井浩文 森田明雄 飯尾淳弘 竹之内裕文 戸田三津夫 武井敦史 宗林留美 松永泰弘 田上陽介 篠原和大 根本 猛 朴 根好 檜本正明 藤井道彦 大村光弘 菅野文彦 紅林 秀 桑島道夫 冬木春子 花方寿行 関根 理香 色川卓男

81 人+3

賛同署名者（退職者）

天岸祥光 青山昭五 荒川章二 碓氷泰市 大江泰一郎 小島英夫 加藤憲二 西東 力 滝 欣二 藤原俊雄 西垣定治郎 中井弘和 芳賀直哉 吉田彌明 土屋 智 里村幹夫 本多隆成 糠谷 明 仁王以智夫 久保英雄 八巻直一 谷 健二 村山昭浩 高野 優 小和田哲男 林 弘文 齋藤隆之 平岡義和 松田 智 鈴木 款 久保 靖 名和鉄郎 近 昭夫 佐藤誠二 宮原和臣 居城 弘 上杉 忍 北山敦康 山脇貞司 田中克志 金井省二 松田 純 石川勝利 松田竹男 石井 仁 金田利子 渥美邦夫 荒木信幸 大石 惇 平井信之 栗岡幹英 伊藤博史 大多和 暁 小川秀世 白井孝一 安藤 実 山本 義彦

57 人+3

## 【滋賀支部関連】

### 「日本学術会議任命拒否問題を考えるしが市民・大学人集会」声明

憲法第 23 条「学問の自由」は市民が広く学問を探究する自由を定めています。日本政府が学術会議会員の 6 人の任命を拒否したことは、日本と世界の学術研究の発展に寄与する日本のアカデミズムに対する弾圧であるだけでなく、その成果を享受する市民の権利を阻害するものです。

安倍内閣によって行われた、憲法の精神に背馳する立法や行政によって、戦後民主主義は極めて危うい時代閉塞の状況におちいつています。政府は 2013 年には特定秘密保護法を制定し、14 年は集団的自衛権行使を容認するという解釈改憲を行い、翌年には安保法制の制定を強行しました。また「武器輸出三原則」を撤廃し、17 年には共謀罪を定めました。

私たちはこのようないわゆる「アベ政治」に対して市民的立場から反対運動をすすめてきました。とりわけ安保法制に反対する運動を契機に、思想信条や労働組合、支持政党における立場の違いを乗り越えて「さまざまな市民が手をつなぐ民主主義」に立った運動を展開してきました。今回、菅首相によって任命を拒否された 6 人の教授は研究者としての知見と良心に基づいて、安倍内閣の政治姿勢に懸念や反対を表明してきました。私たちはこうした学界の声に大変励まされたし、こうした人々とともに民主主義再構築の運動を担うことを誇りに思っています。

学術会議は「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」ことを一貫した原則としており、そのため防衛省や防衛装備庁の委託研究には否定的な姿勢を示しています。その結果、防衛省関係の大学への委託研究は件数、金額ともに低い水準にあります。しかし政府による学術会議会員の任命拒否や学術会議制度の改変提起の背景には、こうした日本のアカデミーの姿勢を嫌悪する勢力の存在が指摘されています。

私たちは戦後日本のアカデミズムの伝統ともなっている「平和主義」を学問研究の普遍的原則であると考え、これを心から支持し擁護します。

最後に私たちは、本日の集会の名において、菅首相に対して任命拒否を撤回し、6 人の会員を直ちに任命するよう強く求めます。

2020 年 10 月 12 日

日本学術会議任命拒否問題を考えるしが市民・大学人集会

# 日本学術会議任命拒否問題を考えるしが市民・大学人集会

主 催 しが市民の会  
安全保障関連法に反対する滋賀大学人有志の会  
「平和安全法制」(戦争法案)に反対する滋賀県立大学有志の会  
安保関連法に反対する立命館学園有志の会

日 時 2020年10月12(月) 18:30~20:30  
[受付 18:00~18:30]

会 場 コラボしが21 3階会議室

日 程 0

18:30~18:35 主催者挨拶 斎藤敏康(しが市民の会)代表

18:35~19:15 講 演  
「学術会議の意義と任命拒否問題」  
松宮孝明氏(立命館大学院法務研究科教授)

19:15~20:05 意見表明  
安全保障関連法に反対する滋賀大学人有志の会  
安保関連法に反対する立命館学園有志の会  
「平和安全法制」(戦争法案)に反対する滋賀県立大学有志の会  
井戸謙一弁護士

20:05~20:20 参加者からの質問、意見

20:20~20:25 集会声明(菅首相宛撤回要請文)採択

20:25~20:30 閉会挨拶 福井雅英滋賀県立大学教授

【滋賀支部関連】

2020.10.7  
**学術会議任命拒否  
 県内から抗議の声**

日本学術会議が推薦した  
 会員候補六人を、菅義偉首  
 相が任命しなかった問題を  
 受け、県内でも科学者や市  
 民の団体から抗議の声が上  
 がっている。

市民団体の「安保法制の  
 廃止と立憲主義の回復を求  
 める市民の会」は、六  
 日、県庁内で記者会見を開  
 き、今回任命を拒否された  
 学者の一人である松宮孝明  
 ・立命館大学院教授を招  
 いて、十二日午後六時半か  
 ら、大津市のコソボしが21  
 で緊急抗議集会を開くと発  
 表した。同団体は五日に抗  
 議声明を発表しており、集  
 会でも政府に対する声明を  
 採択する予定という。

対月慈照事務局長（公）は  
 「思想や学問、言論を弾圧  
 する動きで、戦前の満川事  
 件と同じ。一刻も早く集会  
 を開き、反対しなければい  
 けない」と話した。集会へ  
 の参加費は無料。事前予約  
 制で、百四十人まで。参加  
 申し込みは事務局の檜山真  
 理さん（☎090-40

36) 4510へ。

また、日本学術会議協力  
 学術団体の「日本科学者会  
 議」の滋賀支部も六日、幹  
 事会名義で抗議声明を発  
 表。「(任命拒否は)学問  
 の自由の保障に反する違憲  
 的行為。これを認めること  
 学術会議は偏った政権賛  
 機関に変質してしまふ」と  
 批判した。

2020.10.7  
 中日

2020.10.7  
 毎日

2020.10.7  
**県内教授ら抗議声明**

日本学術会議 任命拒否問題で

菅義偉首相が科学者  
 の代表機関「日本学術  
 会議」から推薦された  
 新会員候補六人を任命  
 しなかった問題で、県  
 内の大学教授ら70人で  
 つくる日本科学者会議  
 滋賀支部の幹事会が6  
 日、県庁で記者会見を  
 開き、抗議声明を発表  
 した。

声明は「任命拒否を  
 撤回し、今後このよう  
 な事態を起こさないこ  
 とを強く求める」とし  
 て、「内閣総理大臣に  
 任命拒否などの裁量は  
 認められていない」と  
 批判。「学術会議の自  
 主性と貴重な機能を破  
 壊する違法行為」など  
 と指摘している。

2020.10.7  
 読者

学術会議任命見送り  
 県内の教員ら抗議  
 「自立性と機能を破壊」  
 日本学術会議の新会員候  
 補のうち六人を菅首相が任  
 命しなかったことを巡り、  
 県内の教員や医師ら約70人  
 でつくる日本科学者会議滋  
 賀支部幹事会が6日、「学  
 術会議の自立性と貴重な機  
 能を破壊する」などとして

由に発言できなくなる  
 ことを心配している」  
 と話した。県民に抗議  
 声明の内容を知っても  
 らうため、近日中に同  
 支部のHP (<https://sashigajindo.free.com/>)で公開  
 する。今後の進展次第  
 で、首相宛てに文書を  
 送ることも検討する  
 という。

【菅義偉】

【京都支部関連】

## 日本学術会議への政治介入に抗議し、説明・撤回求める京都緊急集会

さる10月1日、東京都内で開かれた日本学術会議の総会において、山極寿一前会長（京都大学前総長）は、同会議が推薦した新会員のうち6人が菅義偉首相により、任命を拒否されたことを明らかにしました。

日本学術会議の会員は、法によって日本学術会議の推薦に基づいて行なわれると定めており、首相の判断で拒否できるものではありません。政府から独立した日本学術会議の設立は、戦争に科学者が動員された痛苦の歴史を踏まえたものであり、それを踏みにじった任命拒否は「学問の自由」「大学自治」の重大な侵害です。

今、大学関係者のみならず市民や文化人など幅広い層の間で、今回の任命拒否に対して抗議の声が大きく広がっています。こうした状況を踏まえ、京都の大学人、市民の皆さんと共同して、菅首相の不当な任命拒否の撤回を求める本集会の開催を企画しました。急な呼びかけで大変恐縮ですが、新型コロナウイルス感染予防に十分留意した上で、本集会への参加を呼びかけます。

**日時** 2020年10月20日（火） 18:30～20:00 （18時10分開場）

**場所** キャンパスプラザ京都・第2講義室（京都駅から徒歩5分）

**報告** 松宮孝明さん（立命館大学大学院法務研究科教授）  
研究者、学生、市民によるリレートーク



**主催**

「日本学術会議への政治介入に抗議し、説明・撤回求める京都緊急集会」実行委員会（構成団体：  
京滋私大教連、日本科学者会議京都支部、自由と平和のための京大有志の会、京都大学職員組合  
ほか要請中）

※館内への入館に際しては、原則「マスク」着用と  
なっていますので、ご協力の程お願い致します。  
また、当日体調不良の方（体温37.5度以上）  
は参加をご遠慮下さい。



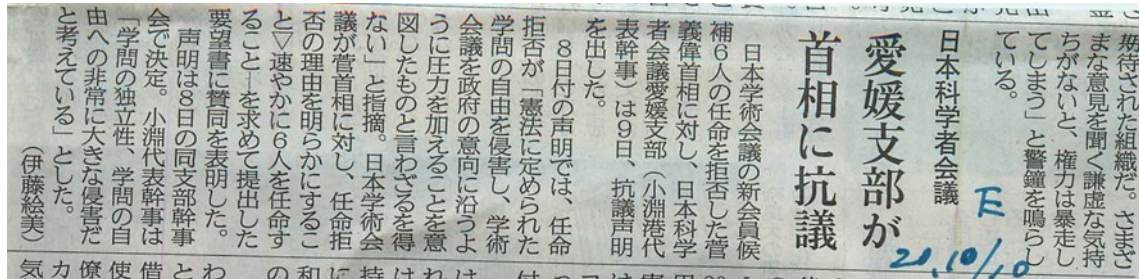
◇問い合わせ先

e-mail : [hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp](mailto:hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp)（龍谷大学・細川孝）

[kfpu@ari.bekkoame.ne.jp](mailto:kfpu@ari.bekkoame.ne.jp) Tel : 075-415-1092（京滋私大教連書記局：佐々江）

## 【愛媛支部関連】

愛媛新聞



## 【宮崎支部関連】

(2020.10.21)

【声明】菅義偉首相による日本学術会議会員任命拒否に抗議し、任命拒否の撤回と速やかな任命を求めます

菅義偉首相は、日本学術会議が推薦した会員候補 105 名のうち 6 名の任命を拒否しました。今回の任命拒否は、日本学術会議法に違反し、絶対に容認できません。

その違反点は、第一に、会員は同会議の「推薦に基づいて内閣総理大臣が任命」（7条2項）でいう任命は「形式的任命にすぎない」という、従来の政府答弁を覆し、同会議が推薦した候補者の一部を首相が拒否したこと、第二に、「優れた研究又は業績」が同会議の唯一の推薦基準になっているのに、「総合的・俯瞰的立場」という別の基準を持ち込んで任命拒否の理由としたこと、第三に、任命は「推薦に基づいて」行わなければならないのに、首相が推薦名簿を「見ていない」と述べていること、第四に、警察庁公安畑出身の杉田和博官房副長官が6人の除外に関わり、同会議の選考・推薦権、首相の任命権を侵害したこと、です。日本学術会議は、戦前、科学者が戦争に協力させられた苦い経験をふまえて、1949年「平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、学術の進歩寄与する」（前文）ために、設立されました。同会議法は、同会議が「特別な機関」として「独立して職務を行う」（3条）と明記しています。これらを保障するためには、同会議の人事の自律性が重要なのです。

今回の任命拒否を見過ごすなら、今後、政府に批判的な人物は監視・排除され、自由な活動が委縮し、「学問の自由」だけでなく、広く「言論、表現の自由」の侵害につながります。それは、戦前、京大・滝川事件などを想起させ、国民が戦争に動員させられた暗黒社会と戦争する国への端緒になります。大学や研究機関での軍事研究への誘導が一層強まります。結

果として、日本の学術や文化の発展、産業の平和的発展、福祉の向上が阻害され、その被害はすべての国民に及ぶことは過去の歴史が教えています。

今回の新型コロナウイルス感染パンデミックでは、真の科学的知見が行政や国民生活にとってどれほど重要かを人々は経験しています。世界は、自然災害や気候変動、原発問題、格差貧困、人口減少や戦争の危機など様々な問題に直面し、それらが相互に関連していることを学んでいます。それらの問題の解決には、日本学術会議のような科学の平和的発展と福祉の向上に資するアカデミアの独立性と自律性が今こそ必要なときはありません。

以上のことから、私たちは、今回の日本学術会議任命拒否に強く抗議するとともに、任命拒否の撤回と6名の速やかな任命を要求します。

2020年10月21日

宮崎の学者文化人弁護士の会有志

大口玲子（歌人）、川野日郎（元宮崎大学教員）、後藤好成（弁護士）、瀬口黎生（作家）、杉尾宏（元兵庫教育大学教員）、成見暁子（弁護士）、成見幸子（弁護士）、成見正毅（弁護士）、西田隆二（弁護士）、野崎眞公（歴史教育者協議会）、平野公孝（元宮崎大学教員）、藤原宏志（元宮崎大学学長）、前田裕司（弁護士）、牧村進（元宮崎大学教員）、松田幸子（弁護士）、松田達郎（宮崎大学教員）、南邦和（詩人）、山田秀一（弁護士）（18名、50音順）

毎日新聞 2020年10月22日

朝日新聞 2020年10月22日

## 任命拒否の撤回求めて声明 学術会議 学者文化人弁護士の会

日本学術会議が推薦した  
会員候補の任命を菅義偉首相が拒否した問題を受け、  
県内の大学教授や詩人、歌人、弁護士らでつくる「宮崎の学者文化人弁護士の会」の有志18人が21日、県庁で記者会見を開き、任命拒否の撤回と速やかな任命を求め、声明を出した。

声明は牧村進・元宮崎大学学教授らがとりまとめた。賛同者は会見で「任命拒否は、日本学術会議の独立性と自立性を保障する『日本学術会議法』に反するもので、学問の自由と言論、表現の自由の侵害につながる」と指摘。会見した牧村進・宮崎大学学教授は「国民生活全般に関わる問題」と訴えた。

で、学問の自由と言論、表現の自由の侵害につながる」と、政権の対応を批判した。

声明では「日本学術会議のような科学の平和的發展と福祉の向上に資するアカデミアの独立性と自立性が今こそ必要なときはありません」と訴えている。

声明には藤原宏志・元宮崎大学学長や歌人の大口玲子氏、詩人の南邦和氏、県内の弁護士らが賛同した。

(神崎卓征)

学術会議任命拒否  
学者らが抗議声明

宮崎

日本学術会議推薦の新会員候補6人が任命されなかった問題で、宮崎県内の学者らで作る「宮崎の学者文化人弁護士の会」の有志18人は21日、菅義偉首相に速やかな任命を求める声明を発表した。

「任命拒否を見越せば政府に批判的な人物は排除され、『学問の自由』だけでなく、『言論、表現の自由』の侵害につながる」と指摘。会見した牧村進・宮崎大学学教授は「国民生活全般に関わる問題」と訴えた。

【杉合健太】

宮崎日日新聞 2020年10月22日

## 学術会議任命拒否 県内学者団体 撤回求め声明

日本学術会議の任命拒否問題で、県内在住の作家や弁護士、大学教授らでつくる「宮崎の学者文化人弁護士の会」は21日、菅義偉首相に抗議する声明を発表した。任命拒否の撤回と6人の速やかな任命を求めている。

同会は合議制のため会長や代表は置かず、会員数も把握していない。所属する有志18人が賛同し、このうち詩人の南邦和氏や弁護士・成見正毅氏、宮崎大学学教授の牧村進氏ら10人が県庁で記者会見を開いた。

声明では内閣総理大臣による会員任命を形式的に行うよう求めている。また、任命拒否を見越せば、「政府に批判的な人物は監視、排除され、自由な活動が萎縮し『学問の自由』だけでなく、広く『言論、表現の自由』の侵害につながる」と指摘している。声明は官邸や自民、公明党などに送付される。

## 【幹事会声明】

### 【声明】 日本学術会議人事への政府による

#### 学問の自由を侵害する介入に強く抗議する

菅首相が日本学術会議（以下単に、学術会議）の選考委員会の議を経て推薦された次期会員候補（105人）のうち6人の任命を理由も示さず拒否したことに強く抗議する。

#### 政府が判断する余地はない

学術会議法（以下単に、会議法）17条は、「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するもの」とされており、これを受けて7条2項に基づいて、候補者の推薦が学術会議により行われるもので、政府が介入する余地はない。

#### 内閣総理大臣の「監督権」の行使は違法な措置

しかし、菅首相は、「法に基づいて適切に対応した結果だ。」と記者団に答え（10月2日 JNN, Nスタ）、加藤官房長官は記者会見で学術会議を「総理大臣の所轄のものと行政機関」だとして、学術会議に「会員の人事等を通じて一定の監督権を行使すること…が直ちに学問の自由の侵害ということにはつながらない」（10月1日）と語り、加えて「専門領域の業績のみにとらわれない広い視野に立って、総合的、俯瞰的観点からの活動を進めていただくために、…任免権者である総理大臣が法律に基づいて任命を行った。」（10月2日いずれも内閣府広報室「官房長官記者会見」）と強弁した。

私たちの先輩研究者・学者たちは、戦前、時の政権の言うがままに戦争に協力した経験から再びそのようなことにならないことを誓って、学術会議を誕生させた。そして、「日本学術会議の発足にあたっての科学者としての決意表明」（1949年1月22日）に「科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学界と連携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する」ことを誓ったのである。

会議法は、3条で「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。」の職務を独立して行うことを特別に規定している。これは、時の政権・政府とは独立に科学に関する重要事項を自律した科学者の審議に委ね、そこに出された意見が時の政府の政策と異なるものであっても政府が真摯に耳を傾けることを求めるものである。自律した多様な科学者の意見に傾聴することこそ、社会全体に公平に資する科学の発展につながるのと考えに基づいたものである。その要である独立性を担保するために会員の選出に当たっても時の政権・政府の介入があってはならない。つまり、学術会議は行政機関ではあるが政府に勧告、提言する（批判も含まれる）機能が与えられた独立性の高い自立した機関なのである。しか

も、多様な学問分野の会員からなる学術会議ほど「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点」に富んだ機関はなく、会員相互の判断こそが適切なものであり、政府の判断が入る余地はないといえる。また、会員候補の選考は会議法 17 条により学術会議のみが行うことで、政府が「選択」することはできない。

一方、会議法 7 条 2 項および 17 条に加えて、26 条の会員の免職の規定にも示されるように、任命の実質的権限は学術会議に属する。したがって内閣総理大臣による「監督権」などは存在しないのである。

#### **かつての政府見解－政府が干渉したり中傷したりはしない**

当時、中曽根康弘首相は、国会で「政府が行うのは形式的任命にすぎません」（83 年 5 月 12 日、参議院文教委員会）と述べ、学術会議を所管していた総理府総務長官は「内閣総理大臣による会員の任命行為というものはあくまでも形式的なものでございまして、…推薦された者をそのまま会員として任命するということにしております。…政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない。」（国務大臣丹羽兵助 1983. 11. 24 参議院文教委）という見解を示した。したがって、菅政権による任命拒否は従来の政府見解に反している。

#### **学術会議の存続理由と、学問の自由を危うくする任命拒否－ 6 氏の任命拒否の撤回を**

学術会議を構成する会員の任命に、存在しない「監督権」を行使し、内閣総理大臣の意のままになれば、独立の機関としての学術会議の地位および職務と権限の独立性は失われる。政府が学術会議の人事に介入することで、審議会並みの人選となれば、学術会議の存在理由は危機にさらされることになる。

6 氏が任命されなかった理由は開示されていない。仮に拒否することが出来るとすればその基準こそ明示すべき事柄である。拒否の理由が政策批判であったとすれば、研究成果に基づいた研究者の見解に政府が断を下すことであり、憲法 23 条に保障された学問の自由を侵害する。

これまで経済政策、金融政策、文化政策など人文・社会科学分野で専門的研究に基づいて批判的評価や批判的政策を提言する学者・研究者は少なくなかった。それは人文・社会科学分野に留まらず、気候危機問題、原発・エネルギー問題、資源問題、医療、感染症対策、宇宙やサイバー空間の利用、自然災害、環境汚染など、およそ学術、科学・技術の全ての分野に共通するものである。その批判を封じてしまえば学問の学問たるゆえんを失うことになる。

今回の任命拒否はそれにとどまらず、日本の学問の全ての分野に重大な影響を及ぼし、その結果、学問全体が萎縮し、自由な発想や研究が制約され、政府の誤りが正されたり、よりよい政策提案がなされる可能性がそこなわれる。こうして、学問の自由が失われ

ば、結局、社会全体が不利益を被るのである。

以上の理由から、日本科学者会議は政府による学術会議会員人事への介入に強く抗議し、会員任命拒否の即時撤回を要求する。

以上

2020 年 10 月 7 日

日本科学者会議幹事会

## 【事務局長談話】

### 学問の自由を侵害する日本学術会議への政府の介入に強く抗議する

菅首相は日本学術会議（以下単に、学術会議と略）の選考委員会の議を経て推薦された次期会員候補（105 人）のうち 6 人の任命を理由も示さず拒否をしました。6 人の欠員は学術会議法「第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。」を満たさない法律違反を承知で、かつてない暴挙に出たことに抗議します。

#### 政治家が判断する余地はない

学術会議法「第七条 2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」「第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。」によれば、優れた研究又は業績の評価は専門家集団である学術会議によって行われたものであり、非専門家の政治家が介入し、判断する余地はないものです。

#### 総理大臣の監督権を行使は違法な措置

しかし、菅首相は、「法に基づいて適切に対応した結果だ。」と記者団にこたえ（10 月 2 日 JNN, N スタ）、加藤官房長官は記者会見で「法律上、内閣総理大臣の所轄であり、会員の人事等を通じて一定の監督権を行使するっていうことは法律上可能となっておりますから…これが直ちに学問の自由の侵害ということにはつながらない」（10 月 1 日）と語ったばかりか、「専門領域の業績のみにとらわれない広い視野に立って、総合的、俯瞰的観点からの活動を進めていただくために、累次の制度改正がなされてきた。これを踏まえ…任免権者である総理大臣が法律に基づいて任命を行った。」（同 2 日、いずれも内閣府広報室「官房長官記者会見」）と強弁しています。

しかし「第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。」とあり任命の実質的権限は学術会議に属し、不適切であるなら理由を付して学術会議に推薦の差し戻しを行えばすむことであり、「監督権」の行使は違法といえます。ただちにこの違法な

措置を撤回すべきです。

#### **かつての政府見解—政府が干渉したり中傷したりはしない**

累次の制度改革とは学術会議の改革要綱(1982. 10)を取りあげず、学術会議会員を公選制から推薦制へと法改正を強行して以来、改革を迫り続けたことを指していると考えられます。

この時、学術会議は「本会議の存在理由をおびやかす、目的、職務の遂行に重大な疑義をはらむものと判断せざるをえない。」(「日本学術会議法の一部を改正する法律案について」第 89 回学術会議総会声明 1983. 5. 9)という声明を出し、存続が脅かされると警告を発していました。

それに対して、当時の国会での議論では学術会議の独立性を侵害する恐れがあることに対して、政府側は形式的な任命であるとししました。「内閣総理大臣が形式的な発令行為を行うというふうにこの条文を私どもは解釈をしておるところでございます。この点につきましては、内閣法制局におきます法律案の審査のときにおきまして十分その点は詰めたところ」(内閣総理大臣官房参事官高岡完治 1983. 5. 12 参議院文教委)だと述べていました。また「内閣総理大臣による会員の任命行為というものはあくまでも形式的なものでございまして、会員の任命に当たりましては、学協会等における自主的な選出結果を十分尊重し、推薦された者をそのまま会員として任命するということにしております。」「学会の方から推薦をしていただいた者は拒否はしない、そのとおりの形だけの任命をしていく、こういうことでございますから、決して決して総理の言われた方針が変わったり、政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない。」(国務大臣丹羽兵助 1983. 11. 24 参議院文教委)とするかつての政府見解を、今回、菅政権が安倍政権譲りの隠蔽手法で解釈変更を行ったことは、決して許されません。

#### **学術会議の存続を危うくする任命拒否— 6 氏の任命拒否の撤回を**

学術会議法は「第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」としてしているとあります。その第二条の主な点を列挙すると、科学の振興、技術の発達、研究成果の活用、研究者養成、科学を行政に反映させ、科学を産業、国民生活に浸透させるために政府に勧告することが出来るとあります。第四条では、科学に関する研究、試験等の助成をはじめ科学研究に関する予算配分などを政府が諮問する機関であるとされてもいます。

こうした権限をもつ学術会議の会員の任命に監督権を行使し、内閣総理大臣の意のままになれば、学術会議の地位、職務上の独立性、権限は失われてしまいます。

学術会議はもはや政府に対して提言し、勧告する独立した機関の性格を失ってしまいます。官僚の人事、国立研究機関の長のみならず、学術会議の人事にまで政府が介入し、学術会議の存続を危うくしようとしていることに抗議を申し入れます。

#### **学問の発達を阻害する蛮行**

6氏が任命されなかった理由は開示されていません。これも安倍政権時代の説明責任を果たさない悪しき慣習です。「専門領域にとらわれない広い視野に立って、総合的、俯瞰的観点から」とは政府の政策批判、軍事研究批判等をしない学術会議への改革を期待するものでした(注)。公選制から推薦制にすれば政府批判や政策批判がなくなるはずでしたが、その後も、安保法制に反対する会員はならず、防衛装備庁の安全保障技術推進制度に対する声明などに、業を煮やしたともいえる極めて稚拙な介入です。推薦制にしたにもかかわらず、さらに「現会員の直接推薦・選出する制度」(co-optation)へと変更したにもかかわらず、政策批判や政府には苦い提言がとまりません。それは何よりも学問が批判的性格を持つことの証です。これを忌避すれば学問の発達を阻害するのみでしょう。

### 学問の自由を侵害

6氏が任命されなかった理由が政策批判(大方の観測では、安保関連法‘戦争法’、特定秘密保護法、共謀罪、辺野古米軍基地建設などの反対)であったとすれば、研究の成果に基づいた研究者への見解に政府が断を下すことであり、憲法23条に保障された学問の自由を侵害することになり、学問の自主性、自律性が損なわれることは明らかです。

政府の気に入らない研究者を排除するならば戦前のファシズムの時代に回帰することになる由々しい事態です。また時の権力が気に入らない研究が、後に、科学の進歩に大きな役割を果たした事例も少なくありません。財界が要求するイノベーション創出に邁進する視野狭窄的政策では研究力低下を防ぐことが出来ないばかりか学術研究体制の崩壊に繋がりがねません。

6人の任命拒否の問題は、推薦を拒否された学術会議の問題にとどまらず、学術会議に代表を送り出している、それぞれが所属する学会の問題であり、やがて大学や研究機関への人事介入の橋頭保ともなりかねません。

そして、学者、研究者の危機は、日本の将来を危うくすることになりかねません。政府の介入を直ちに切り下げることを要求するとともに、学術会議が法にのっとり正しく対処されんことをのぞみます。

(注) 学術会議法改正当時の中山太郎総務庁長官は長官就任以前から学術会議の政府批判に苦言を呈していた(「脱石油時代の科学戦略—明日の日本のために」1980)。

以上

2020年10月2日

日本科学者会議事務局長 井原 聡